

アライグマ防除のための手引き



大分県生活環境部生活環境企画課

はじめに

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という）に基づき特定外来生物に指定されているアライグマは、現在、国内で急速に分布を広げており、九州でも福岡、佐賀、長崎及び宮崎各県、そして本県においても生息が確認されています。

在来生物を捕食し、あるいは駆逐するなど、アライグマによる生態系への影響が懸念されているほか、2009（平成21）年度には近畿地方の約1億6千万円を筆頭に、全国で約2億8千万円の農業被害が発生しているなど（農林水産省による統計）、深刻な問題となっています。また、屋根裏に棲み着き糞尿汚濁や騒音を発生させたり、文化財を破損するなどの被害も報告されています。

こうした被害を防止するには、将来的な被害の拡大と防除費用の増大を考慮すると、地域への侵入の初期段階に発見し、徹底した防除により地域から完全に排除することが最も効率的・効果的であると言われています。

しかし実際は、被害の少ない初期段階では、防除に対する農家や住民の意識が低く、対策が遅れてしまうため、被害が顕在化してから防除に取り組む結果、防除が個体数の増加に追いつかず、被害の拡大を招いてしまう恐れがあります。

このような事態を防ぐためには、現在被害が生じていない地域においても、近隣地域からの分布拡大を警戒し、侵入確認後できるだけ早期に対応する必要があります。また、既にアライグマが生息している地域においては、被害の増大を防ぐため、分布拡大の防止を図り、さらに地域からの完全排除を目指して計画的に防除を行う必要があります。外来生物の防除では、日本在来の野生鳥獣の管理のように被害を防止しつつ保全を図るのではなく、完全に排除することが基本であるとされています。

本県では、現在、8市で生息が確認される他、5市町でも生息情報が寄せられており、まさにアライグマの防除に取り組むべき時期を迎えています。

この「アライグマ防除のための手引き」は、アライグマの状況、特徴・性質、防除の必要性とその方法を理解し、また、市町村等が防除計画を策定し外来生物法に基づく確認・認定を得ることを目的として作成しました。

本手引きが、本県におけるアライグマの防除に寄与し、その被害発生の防止に資することができれば幸いです。

目 次

1 アライグマの特徴	1 -
1.1 アライグマの外見と大きさ.....	1 -
1.2 アライグマの食べもの.....	2 -
1.3 アライグマの生息地.....	3 -
1.4 繁殖と寿命.....	4 -
2 大分県内のアライグマについて	5 -
2.1 九州地方におけるアライグマ分布状況.....	5 -
2.2 大分県内のアライグマ分布状況.....	6 -
2.3 アライグマの好む生息環境.....	7 -
2.4 アライグマ個体状況.....	8 -
2.5 九州地方におけるアライグマの食べもの.....	9 -
2.6 アライグマによる被害.....	11 -
2.6.1 農畜産物被害.....	11 -
2.6.2 生活環境被害.....	11 -
2.6.3 生態系被害.....	12 -
3 防除の体制	13 -
3.1 防除の基本的な考え方.....	13 -
3.1.1 防除の目標.....	13 -
3.1.2 協働による防除.....	13 -
3.2 防除の流れ.....	14 -
3.2.1 情報の収集.....	15 -
3.2.2 計画・準備.....	15 -
3.2.3 普及・啓発活動.....	16 -
3.2.4 フィールド調査.....	17 -

3.2.5	アライグマへの予防措置・被害発生防止	- 23 -
3.2.6	捕獲の実施	- 24 -
3.2.7	継続的モニタリング	- 32 -

4	資料	- 33 -
資料-1	パンフレット「外来生物アライグマ」	- 35 -
資料-2	動物識別用資料「同じ穴のアライグマ」	- 39 -
資料-3	箱わな設置の手順	- 43 -
資料-4	安楽死処分の手順	- 45 -
資料-5	捕獲個体計測の参考資料	- 47 -
資料-6	アライグマによる人獣共通感染症などについて	- 48 -
資料-7	防除確認申請書記入例（地方公共団体の場合）	- 49 -
資料-8	防除計画書例	- 51 -
資料-9	防除の先進事例	- 67 -
資料-10	アライグマ捕獲に係る他法令との関係	- 68 -
資料-11	関係法令	- 69 -
資料-12	参考文献	- 82 -

1 アライグマの特徴

1.1 アライグマの外見と大きさ

頭胴長	40～60cm
尾長	20～40cm
体高	23～30cm
体重	4～10kg（まれに20kg）

タヌキよりも一回り大型です。顔つきなどはタヌキやアナグマに似ますが、**髭が白いこと、耳が大きく白い縁取りがあること、体色が全体的に灰色っぽいこと、尾が長く縞模様が目立つこと**などから区別できます。また前肢、後肢とも指は長く、木に登ったり、物を掴んだりするのに適した形態をしています。物を洗う行動はよく知られていますが、檻の鍵なども開けてしまうほど手先は器用です。泥上などに残った5本指の足跡は指先の長さから子どもの手形のように見え、他の動物と容易に識別することができます。



アライグマ



アライグマの足跡

アライグマの特徴



1.2 アライグマの食べもの

雑食性で、**果実**(イヌビワ、アケビ、カキなど)、**木の实**、**昆虫**(バッタ、コオロギ)、カエルやトカゲなどの**小動物**、**鳥の雛・卵**、**魚**、**エビ・カニ類**(スジエビ、サワガニ、アメリカザリガニ)などを餌としていることが確認されています。地上、水辺から樹上まで広い生活圏を持つため食性も多様です。季節的な餌資源の変化があり、大阪府における調査では、夏季は市街地に近い農耕地でおもに農作物を餌とし、冬季は森林でおもに林床の昆虫類を餌としていることが報告されています。また、北海道における調査では、春にはタンパク質となる動物質、秋にはエネルギー源となる果実や脂肪分の多い植物質を選択的に摂取し、積雪期に入って自然界に利用できる餌資源が無くなると、納屋などに備蓄している米や籾殻、麦、米ぬかまで食べると報告されています。さらに、京都府の調査では、郊外や都市では、生ゴミを食べることも報告されています。

佐賀県における調査では、9月に捕獲された個体は、オオカマキリ、コガネムシ科甲虫、ガガンボ類幼虫、エビ目の仲間、サワガニ、イヌビワの果実、カキの実などを食べており、12月に捕獲された個体では、オオカマキリの卵囊、サワガニ、ヘビ、ニホンヒキガエルの幼体、アケビの果実などを食べていることが報告されています。その他の個体、その他の季節にもサワガニの含まれる割合が高く、一年を通じて水辺の生きものを食べるということが知られています。



クスノキの実



サワガニ

1.3 アライグマの生息地

原産地の北米大陸では乾燥地帯から山岳地帯までほぼ全域に分布するなど環境への適応範囲は広く、日本国内では都会のビル群から農村地帯、人があまり立ち入らない山間部の森林地帯まで広範囲に分布しています。夜行性のため、生息地でもあまり存在を知られないことが多いようです。元来は森林地帯の水辺付近を好み、河川沿いに分布を拡大すると言われてい

ます。北海道における調査では、一晩に必ず1回は水辺に立ち寄るという結果が得られています。また、佐賀県における調査でも、アライグマの生息確認地点の約8割が山地の溪流や溜池、湿地などの水辺環境であったという結果が得られており、アライグマにとって水場は欠くことの出来ない環境要素であると思われます。

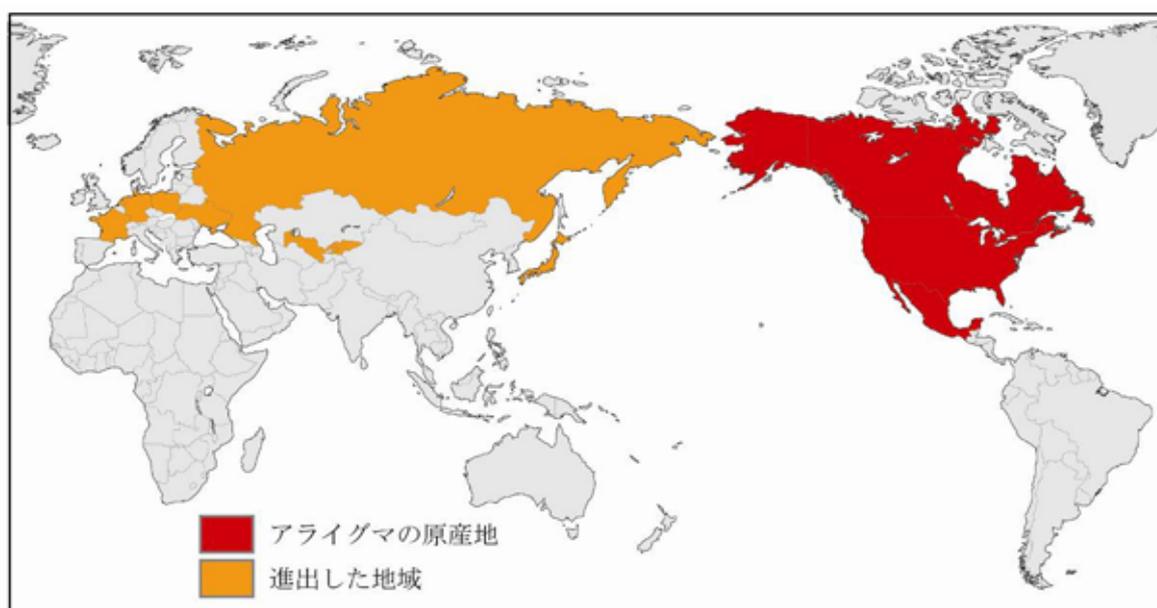


図 1.1 アライグマの世界での分布域



アライグマの好む環境（溜池）



アライグマの好む環境（山地の溪流）

1.4 繁殖と寿命

繁殖場所は高層木の樹洞を利用することが多いことが北海道で観察されています。また、他の動物が掘った穴や岩場の隙間などの地上巢の利用や住宅街や森林環境が不十分な場所では、家屋の天井裏、物置、畜舎、下水管や土管内なども利用しています。しかし、野外で巣やねぐらを特定することは非常に困難です。

交尾期のピークは2月～3月頃、妊娠期間は約60日、出産期はおもに4～5月、産仔数は3～6頭。冬が比較的温暖で餌資源がある程度確保できる地域では、夏期まで出産期間が延長されると考えられており、国内では2月～10月までの期間で出産が確認されています。オスは交尾後すぐに単独生活に戻り、メスは通常2～6個体と交尾する乱婚性の特徴があります。哺育はメスのみで行い、子は生後10ヶ月ほどで独立します。出生年の冬は、母親の巣かその近くに留まり、翌春は早くから独立します。また、オスは生後1年半、メスは約1年で繁殖に参加しています。

寿命は野生で約5年、飼育下で約10年程度。京都府の調査によれば、最長では、野生で16年、飼育下で21年という記録もあります。原産国においては年率50%で増えるとの報告があり、北海道の調査でも、1歳前死亡率は35～48%程度と報告されています。国内では、天敵となる大型肉食獣が存在しないので増加率が高く、短期間に急増する傾向が見られ、実際に目撃情報が出始めた数年後にはかなりの高密度になっている事例が報告されています。

冬眠は行いませんが、気温が氷点下以下になると巣穴などでじっとして体力の消耗を防ぐと言われています。行動圏は40～500ha程度で、冬季に比べると夏季の行動圏の方が広くなります。オスの行動圏はメスよりも広く、複数のメスの行動圏にまたがります。哺育中のメス及び交尾期のペア以外は単独で生活しています。



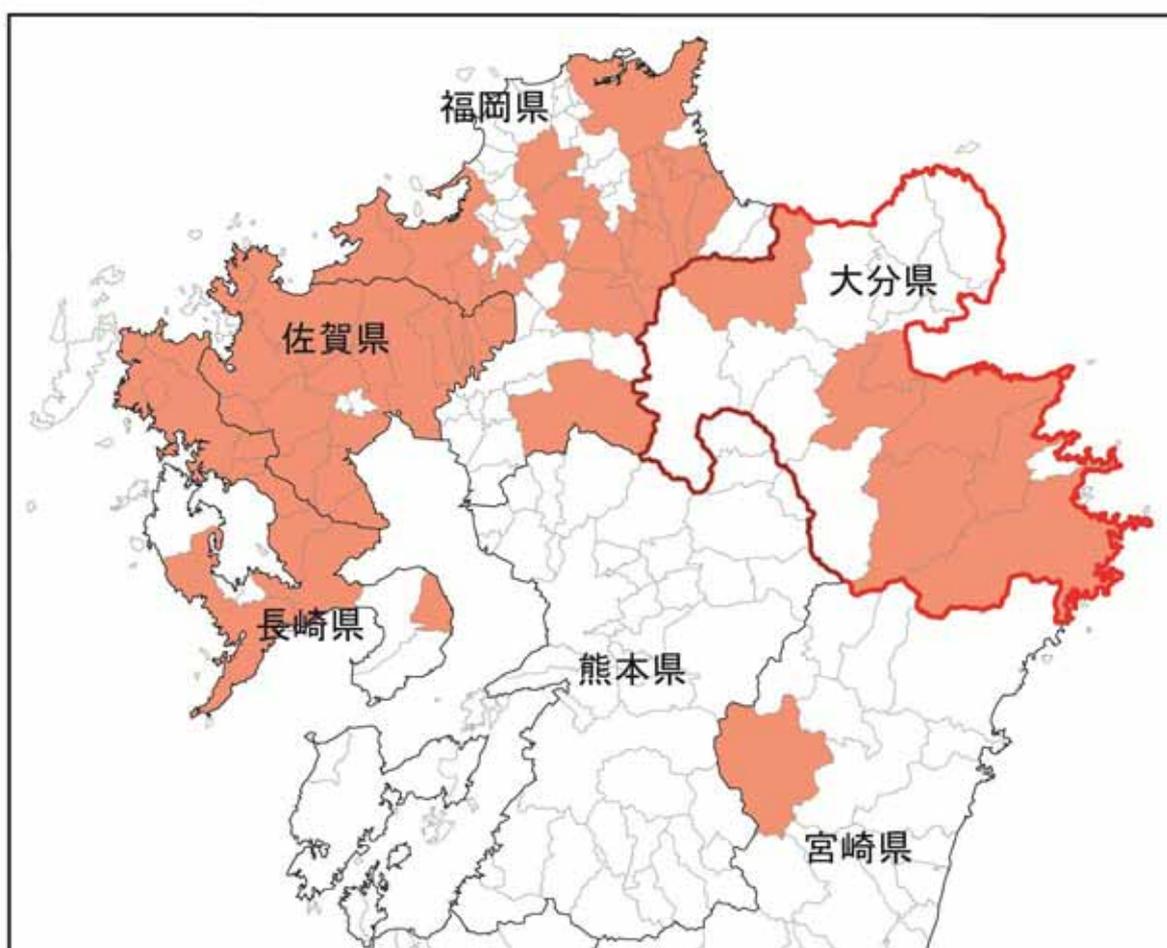
アライグマの利用が確認された岩穴

2 大分県内のアライグマについて

2.1 九州地方におけるアライグマ分布状況

九州地方では、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県においてアライグマの生息が確認されています。長崎県及び佐賀県では、ほぼ全県に分布が広がっています。福岡県及び大分県も半数以上の市町村においてアライグマの生息が確認されており、このまま対策をとらずに放置していれば、全県に分布が拡大するのは確実だと言えます。熊本県では、特に県北地域におけるモニタリングやパンフレット等による普及啓発を行い、侵入を警戒している状況です。宮崎県では、一村でのみ生息が確認されており、今後の分布拡大に注意が必要な状態です。

平成 22 年度の九州地方の分布状況を図 2.1 に示しました。



アライグマの分布確認状況	
	アライグマが確認された市町村
	アライグマが未確認な市町村

平成 22 年度九州地方アライグマ防除モデル事業（九州地方環境事務所 2010）及び九州大学宮崎演習林の報告（平成 23 年 6 月現在）より

図 2.1 九州地方のアライグマ分布状況（市町村ごと）

2.2 大分県内のアライグマ分布状況

平成 20 年度から平成 22 年度までの大分県内のアライグマの分布状況は、写真撮影や捕獲などの確実な情報があるのは、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後大野市、由布市の 8 市です。アライグマの目撃等による生息情報があるのは、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、九重町の 5 市町であり、県内の 2/3 の市町村において、生息情報が得られています。

アライグマ生息の確認は、調査員による目撃、自動撮影カメラによる調査、足跡などの痕跡調査、狩猟や有害鳥獣対策などのワナによる捕獲、道路での事故死体などによって行います。その他にも、地域住民からの目撃情報や農作物被害報告などでアライグマ生息をうかがわせる情報もあり、県内の広範囲にアライグマの分布が広がっている可能性があります。

平成 23 年 7 月現在の分布状況(市町村ごと)を図 2.2 に示しました。なお、図で示した生息情報の無い市町村については、アライグマが分布していないことを表すのではなく、生息していることを示す情報が今のところ無いということですので、これらの市町村が安心だという訳ではありません。

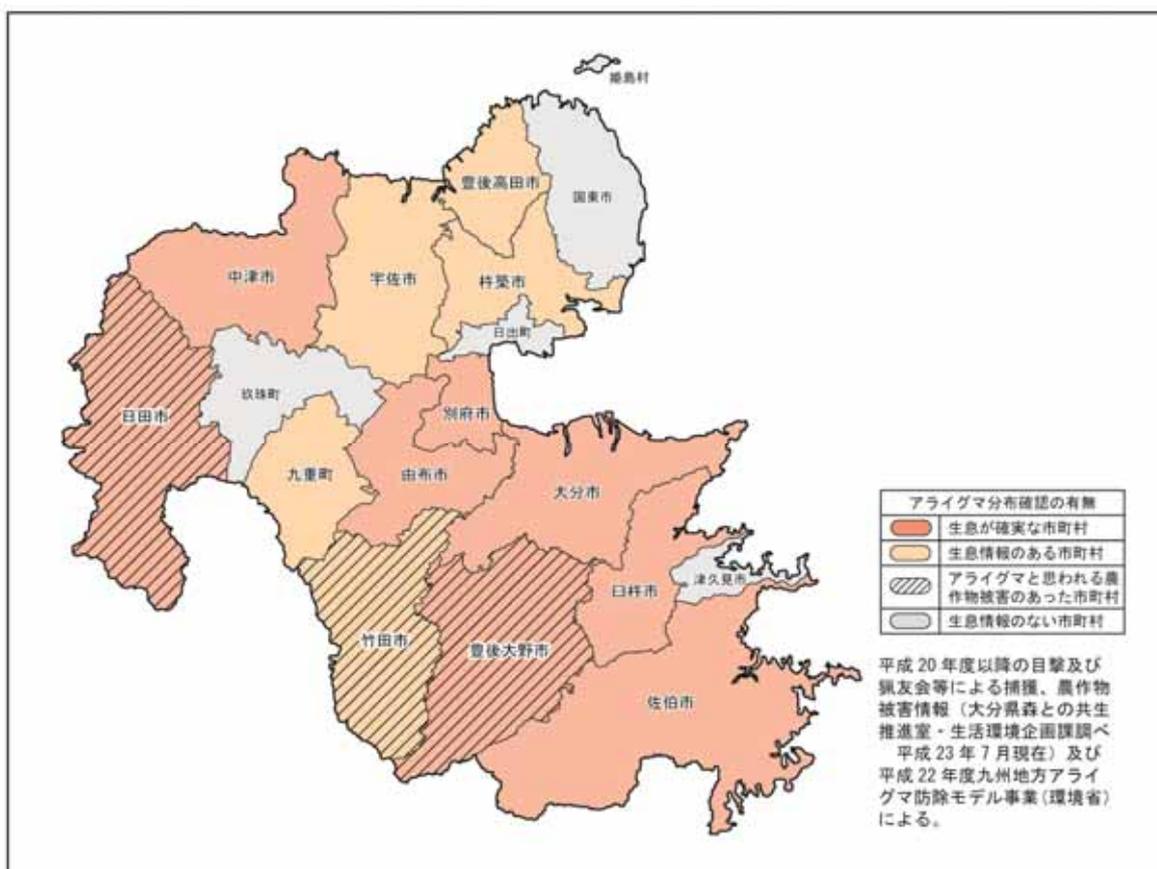


図 2.2 大分県内のアライグマ分布状況（市町村ごと：平成 23 年 7 月現在）

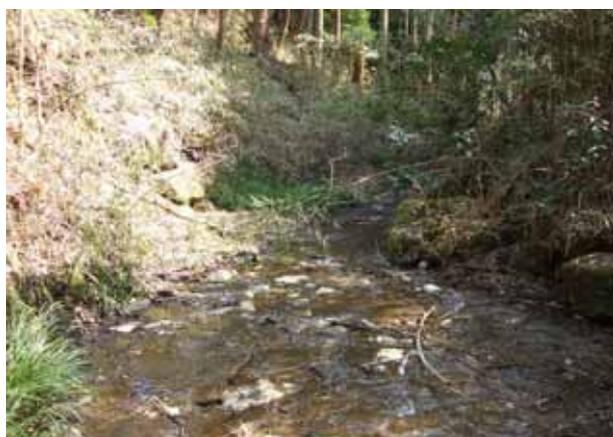
2.3 アライグマの好む生息環境

水際に護岸が無く、水面に近づきやすい池や河川
湿地や浅瀬のある池沼
河床に石や落ち葉が堆積している溪流
河床が開かれており、流れが緩やかな平坦部のある溪流

一般的に水辺を好むと言われていますが、大分県でも同じように森林環境の溪流や沢、湿地、溜池、休耕田を好んで生息していると思われます。傾斜が緩く、深く続くような沢型の地形を好むことが多いですが、山間地の急傾斜の溪流でも生息を確認されており、個体によっては傾斜地でも生息していることがうかがえます。年間を通して水辺への依存は高く、水生生物や両生類等の生き物が多く、なおかつそれらを捕食しやすい水辺をアライグマはもっとも好んで利用しています。

植生に関しては、スギやヒノキの植林地から広葉樹林地、竹林においても確認されており、季節ごとに餌を求めて行動圏内の様々な環境を活動の場とするため、限られた植生でのみ生息するということはありません。

また、春の子育ての時期には家屋や寺社等への侵入、夏はスイカやトウモロコシ等の耕作地、秋にはカキの木、冬にはミカン園等で確認事例が多くなります。その他にも、飼料のある畜舎や放置作物のある果樹園、屋根裏に入り込みやすい隙間のある家屋などでも確認されています。



アライグマの好む環境 左上：山間部の溪流 右上：休耕田 左下：溜池 右下：農村地域の水田

2.4 アライグマ個体状況

大分県内のアライグマについては、捕獲個体の情報数が少ないため、近県である佐賀県の個体状況について以下に示しました。

平成21年度に佐賀県において捕獲されたアライグマ(143頭)の平均体重は5.5kg、オス5.7kg、メス5.3kg。平均頭胴長は58.3cm、オス59.2cm、メス56.9cm。図2.1に体重と頭胴長について示しました。

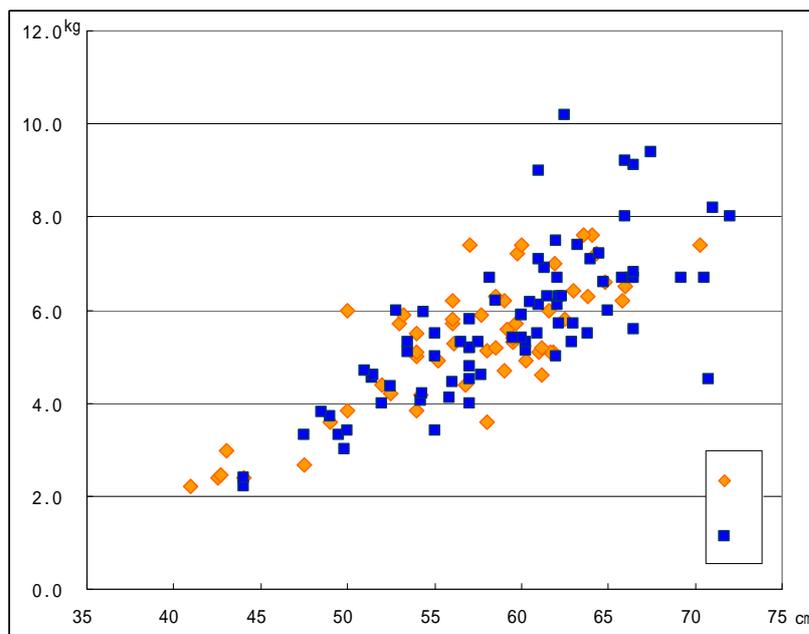


図 2.1 雌雄別の体重と頭胴長 (佐賀県データ)

また、捕獲されたアライグマのうち、年齢査定を実施した71個体の年齢構成を図2.2に示しました。若い個体が多く、今後生息数が増えていくことが懸念されます。

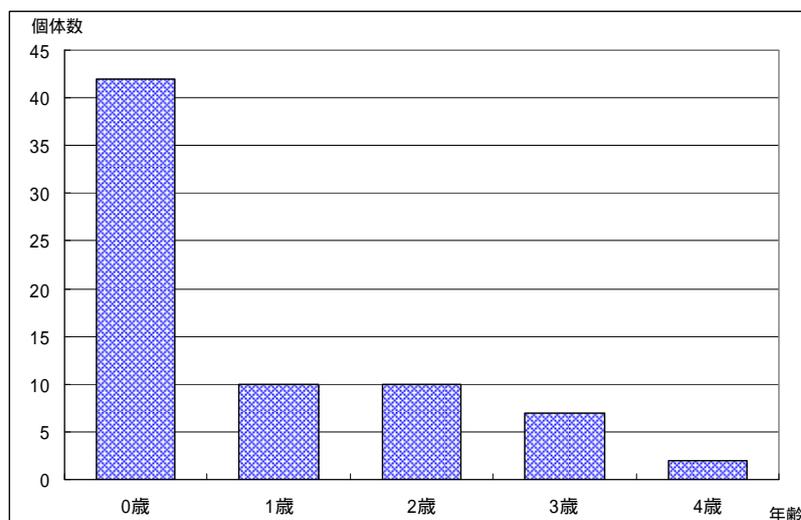


図 2.2 アライグマの年齢構成 (佐賀県データ)

2.5 九州地方におけるアライグマの食べもの

九州地方のアライグマの食性を示すデータとして、ここでも佐賀県によるアライグマの食性の情報を示しました。

動物質では、小型の哺乳類やヘビ、カエルを食べます。陸生の昆虫では、カマキリや甲虫の仲間、ハエ、ハチ、コオロギやバッタの仲間、各種幼虫を食べます。水生昆虫では、トンボのヤゴ、ガガンボやミズアブの幼虫、カワゲラやトビケラの幼虫まで食べています。サワガニやアメリカザリガニ、エビの仲間なども食べていました。水辺に依存しているとはいえ、多種多様な食性を有しています。

植物質も多種多様で、カキやアケビ、イヌビワ、ムクノキ、クスノキ、キカラスウリ、グミ、フジなどの果実を食べており、ドングリも種は不明ですが確認されました。

9月に捕獲された個体は、オオカマキリ、コガネムシ科甲虫、ガガンボ類幼虫、エビ目の仲間、サワガニ、イヌビワの果実、カキの実等を食べており、まさに雑食であることがうかがえます。一方、12月に捕獲された個体は、オオカマキリの卵囊、サワガニ、ヘビ、ニホンヒキガエルの幼体、アケビの果実などを食べていました。どちらにもサワガニが食べられていますが、その他の個体、その他の季節でもサワガニの含まれる割合が多く、水辺の小動物などを捕食する割合が高いことがうかがいしれます。

表 2.1 アライグマの胃及び糞の内容物

内容物		例数	比率(%)	備考	
動物質	その他	8	11.11%	ムカデ、クモ等	
	鳥類	1	1.39%	羽根	
	両生類	1	1.39%	カエル	
	爬虫類	1	1.39%	ヘビ	
	哺乳類	2	2.78%	モグラorネズミ	
	甲殻類	その他甲殻類	2	2.78%	エビ、ザリガニ
		サワガニ	18	25.00%	
	昆虫類	水生昆虫	16	22.22%	トンボ(ヤゴ)、トビケラ(幼虫)等
		陸生昆虫	29	40.28%	カマキリ、甲虫、バッタ等
植物質	その他	61	84.72%	葉、茎、木片 等	
	実	41	56.94%	イヌビワ、ドングリ等	
	農作物	穀物	15	20.83%	コメ、ムギ等
		リンゴ	1	1.39%	
		ナシ	1	1.39%	
		キウイ	3	4.17%	
		カキ	12	16.67%	

アライグマの胃や直腸糞の内容物



サワガニ



オニヤンマのヤゴ



小動物の骨



カキの種子



キウイの種子



ムベの種子

2.6 アライグマによる被害

2.6.1 農畜産物被害

農業においては、果樹(カキ、ブドウ、ミカンなど)、畑作物(スイカ、トウモロコシ、プチトマトなど)を食害します。木や柵を登ることが出来るため、新たな防除対策を行う必要があり、農家への経済的な負担も大きくなっています。畜産業では、鶏舎や牛舎などでニワトリや飼料への食害が報告されています。賢く手先が器用なため、扉の鍵を開けて侵入することもあり、また寄生虫や伝染病の家畜への伝播も考えられます。

佐賀県では、スイカへの食害や放棄ミカンに毎晩のように複数のアライグマが集まっていることが確認されました。畜舎への侵入も確認され、畜舎付近に設置した箱わなでは、11月からの3ヶ月間で8頭のアライグマが捕獲されました。



牛舎に侵入したアライグマ



飼料小屋内に残る足跡

2.6.2 生活環境被害

人間の生活環境においては、家屋へ侵入し住み着く事による糞尿被害および衛生害虫の増加、文化財などへの損害が懸念され、また感染すると治療法が無いとされるアライグマ回虫や狂犬病、ジステンパーなどのヒトや愛玩動物への感染も懸念されます。

佐賀県では、天井裏に入り込む被害や納屋への入り込みも確認されています。



2.6.3 生態系被害

生態系においては、タヌキ、アナグマ、キツネ、テン、イタチなどの生息域が競合する在来種への影響が懸念され、特に生息環境が重なり、餌資源で競合するタヌキやアナグマ、巣穴を奪われる可能性のあるキツネに対して影響が大きいと予想されます。

また木登りが上手く手先が器用なため、樹上の鳥の巣、樹洞に生息するヤマネ(国の天然記念物)、樹洞性コウモリ類、ムササビ、フクロウ類などの希少な野生動物を捕食または営巣を放棄させている可能性があります。

水場では餌の少ない冬季に繁殖・産卵のために集まるオオイタサンショウウオやカスミサンショウウオなどの止水性のサンショウウオやニホンヒキガエルなどの希少な両生類への影響が特に大きいと予想されます。大分県には、オオダイガハラサンショウウオやブチサンショウウオなどの流水性のサンショウウオも生息しており、渓流域において捕食される可能性があります。実際に、佐賀県において捕獲されたアライグマからサンショウウオに寄生する寄生虫が発見されたり、ニホンヒキガエル(幼体)が胃内容から検出されています。



カスミサンショウウオ



ニホンヒキガエル

3 防除の体制

3.1 防除の基本的な考え方

3.1.1 防除の目標

特定外来生物被害防止基本方針では「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、大分県においても長期的には地域からの完全排除が目標となります。さらに、アライグマの生息状況に応じて、各段階ごとに防除の短期目標を設定すると、具体的な防除内容を防除関係者や地域住民に明確に示しやすくなります。各地域の状況に合わせて防除に取り組みましょう。具体的な防除内容については、3.2 防除の流れに記載していますので、参考にしてください。

表 3.1 生息レベルと防除目標

生息レベル	生息状況 / 被害状況	防 除 目 標	防 除 内 容
0	近隣での生息情報も無く、又は被害の情報も無い	地域への侵入監視	生息監視、情報収集
1	近隣での生息情報はあるが、生息情報はほとんど無い又は被害の情報は無い	地域への侵入予防	被害予防、生息監視、情報収集
2	少数個体生息する、又は、希に被害の情報がある	個体数増加防止	必要に応じた捕獲、被害予防、生息監視
3	増加傾向にある、又は、時々被害の情報がある	個体数の減少、被害の低減	局所的捕獲、被害予防、生息監視
4	多く生息する、又は、被害が多い	個体数の減少、被害の低減	広域的な捕獲、被害予防、生息監視

3.1.2 協働による防除

- ・住民同士、住民と行政、地域同士が協力・協働することで効果的な防除が実施できます。
- ・被害防止や予防措置を施すために柵や網を設置する際にも、個々人の耕作地単位で設置するよりも、耕作地全体に協働作業により設置することで、設置延長の短縮や作業負担も軽減されます。すべての耕作地をカバーすることで、防除効果も上がり、結果的に被害も軽減できます。
- ・県、市町村、地域住民による相互に連携することで、より効果的な防除を行うことができます。また、隣接市町村や民間団体が広域的に連携することが、より効果的な防除につながります。

3.2 防除の流れ

地域ごとの防除目標に応じて、より効率的な防除を行う際の流れを例示します。

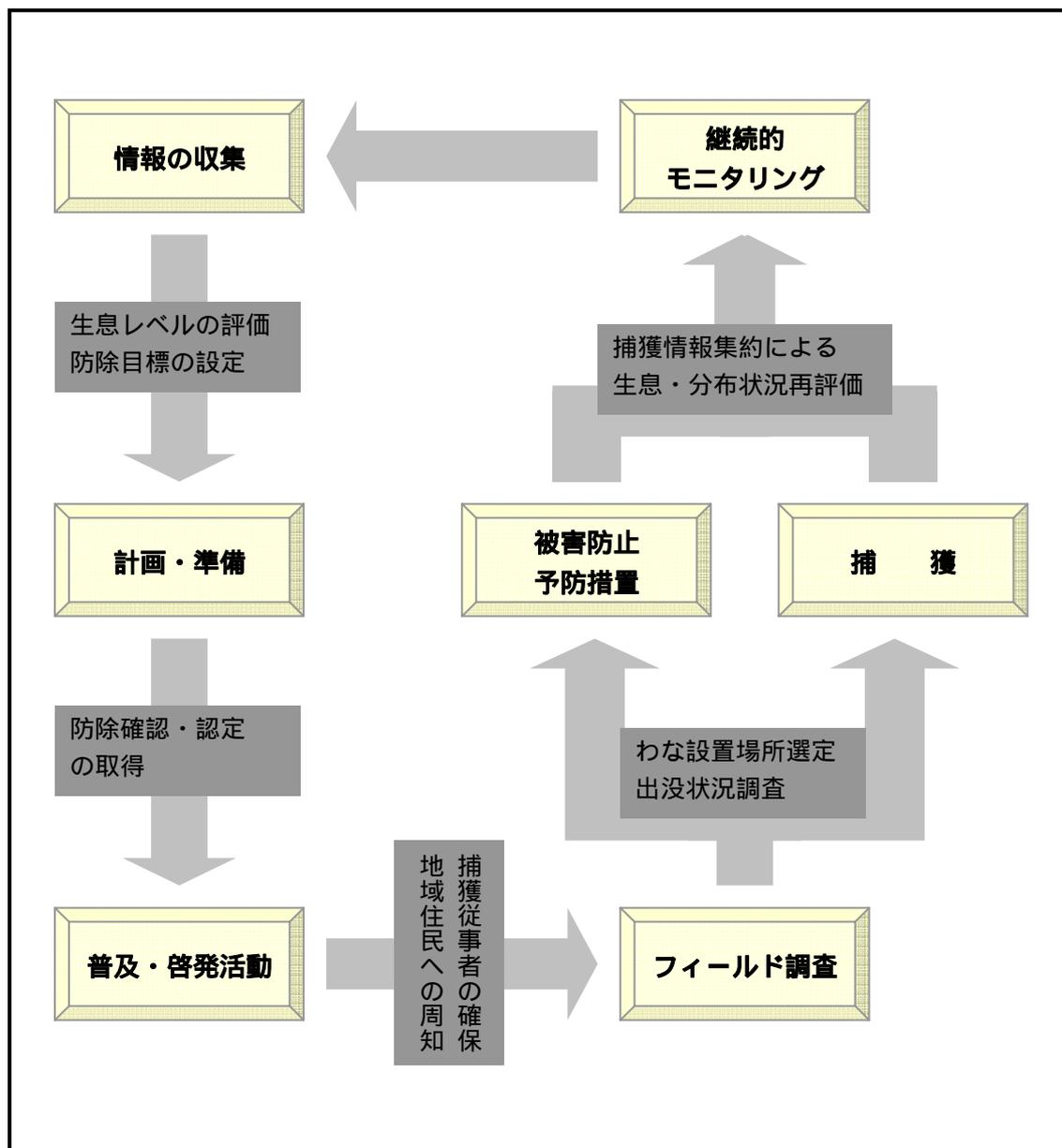


図 3.1 防除の流れ

3.2.1 情報の収集

(1) アライグマの目撃・被害・情報の集約

地域住民や行政機関の関係部署、捕獲従事者、各自治会、農業協同組合、猟友会などからの情報の収集(アンケートやヒアリングなど)を実施することにより、目撃・被害・捕獲情報を収集します。

(2) 目撃・被害・捕獲情報の記録

目撃・被害・捕獲情報は、記録表などを使用して取りまとめます。(なお、防除計画に基づく捕獲については、記録に捕獲した登録捕獲従事者の氏名の記載を行います。)

これらの記録は、防除計画策定や普及・啓発に活用する他、県や国への報告に使用します。

(3) アライグマ生息レベル評価

収集・整理された情報を元に、地域ごとのアライグマ生息状況及び被害状況などを評価し、地域の生息レベルを判定します。

3.2.2 計画・準備

(1) 防除確認・認定の申請と防除計画書の策定

外来生物法に基づく防除確認及び認定の申請書と添付する防除計画書を作成します。以下に計画書に必要な項目を、資料編に申請書の記入例と防除計画書の参考事例を示しましたので、参考にしてください。

防除計画書の項目

1. 目的
2. 特定外来生物の種類
3. 防除を行う区域
4. 防除を行う期間
5. 大分県内及び 市内における分布状況と防除の現状
 - 5-1 県内の分布状況
 - 5-2 市内の分布状況など
6. 防除の目標
7. 防除の実施
 - 7-1 関係法令への対応
 - 7-2 防除の進め方
 - 7-3 継続的モニタリング

(2) 機材の整備

防除に必要な機材を整備します。

3.2.3 普及・啓発活動

(1) 広報パンフレットの配布・設置

アライグマについての基本的な知識、県内分布情報、防除方法、情報提供のお願いなどを記載したパンフレットなどを用いて、住民に正しい知識の普及と予防的防除について啓発します。

市町村庁舎、支所など各出先機関、各公民館・自治会、農業協同組合、猟友会、学校などに配布するとともに、アライグマの目撃・被害などの情報の提供を呼びかけ、情報収集に活用します。

(2) 防除技術講習会の開催

地域住民を対象とした、アライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲や安全確保などについて学ぶ講習会を、企画・開催します。開催頻度は必要に応じて決めます。

(3) 捕獲従事者の確保

捕獲に従事する人は、鳥獣保護法に基づく網・わな猟免許を有する者及び前述の講習会を受講し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者と認められた人となります。これらの人を、捕獲従事者と呼び、捕獲に協力していただく人材として、捕獲従事者台帳に登録します。また、捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除計画により防除を実施していることを証する「捕獲従事者証」を発行し、防除の際に携行を義務とします。

(4) 確認・捕獲の情報公開

目撃情報、被害情報及び捕獲情報をホームページや広報で定期的に公開することで、住民のアライグマへの危機意識を喚起することができます。また、防除効果の周知を通じて、達成感を共有します。

3.2.4 フィールド調査

(1) フィールド調査の目的

目撃や被害情報を得た際に、捕獲の実施の決定及び箱わなの設置場所を決めるために、痕跡調査や自動撮影カメラ調査などのフィールド調査を行います。また、フィールド調査を実施して、アライグマの生息確認を確実にすることで、タヌキやアナグマなどの他の動物の錯誤捕獲などを回避できる可能性が高くなります。

(2) 痕跡(フィールドサイン)調査の方法

フィールド調査は、痕跡(足跡や爪痕、糞など)の有無を調べる方法が主に用いられます。目撃や被害の発生した地点だけではなく、周辺の環境に以下のような場所があれば、併せて調査します。

調査に適した場所(アライグマが好んで利用する環境)

水際に護岸が無く、水面に近づきやすい場所

湿地や浅瀬がある場所

溪流等の場合には、河床に石や落ち葉が堆積している場所

流れの緩やかな部分がある場所

河床が開けており、平坦地がある場所

上記のような場所には、カエルやサンショウウオなどの両生類、サワガニ・ザリガニなどの甲殻類、トンボのヤゴなどの水生昆虫等のアライグマの餌となる生物が多数生息している。

飼料がおかれている畜舎

放置作物のある果樹園

屋根裏に入り込みやすい隙間のある建物



休耕田のヌタ場



溜池付近の溪流

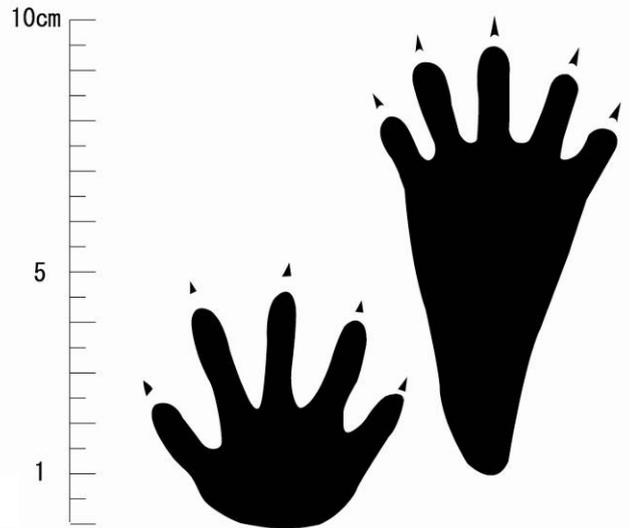
「足跡」による確認

野生動物の痕跡の中で、足跡はもっともみつけやすい痕跡です。さらに、アライグマの足跡は、5本の長い指が特徴的で、他の動物とも容易に識別することができるため、アライグマの出現を確認するためには、足跡を探すのが一番確実な手段となります。

溜池や湿地、河川等の泥地に残ることが多く、耕作地の周りでは、水田や休耕田、ビニールハウスや畑のマルチシート、防草シートにも足跡が残ることがあります。

ただし、アライグマはタヌキやキツネと比較して手足の接地面積が大きいので、かたい泥地等だと指がしっかりと5本残っていないことやタヌキの足跡のように見えることもあるので、複数の足跡を見て判断します。

左が前足、右が後ろ足



人の手型を小さくしたような足跡



手のひらと指に区切れがあるが、長い指先がくっきりと残る足跡



左向きに進行する足跡。左端の足跡は後ろ足。

「爪跡」による確認

カキの木や家屋の柱、外壁等につきますが、爪痕だけでは特定は難しいです。アライグマの場合、爪痕の本数が5本(4本の場合もあり)、爪と爪の間隔が約1cmですが、ネコも同じような爪痕を残します。また、カキの木の場合には、テンもよく登ることが知られており、アライグマよりも一回り小さな爪痕を残します。

爪痕を発見したら、周辺に足跡が残っていないかどうかを確認しましょう。また、自動撮影カメラによる調査を併用するとより効果的です。



カキの木に残った爪痕

「糞」による確認

溜糞をしますが、タヌキのように糞の上に糞をして積み上げるような形ではなく、少しずつ離れた場所に糞をしているものが確認されています。糞の形態は、餌資源によって大きく変わるので、糞の場合も識別が難しいため、周囲の足跡の確認を行います。また、自動撮影カメラによる調査を実施すると効果的です。



アライグマの糞



溜糞

「食痕」による確認

餌を食べた時に残る痕跡を食痕といいます。果樹園等にアライグマが現れているかを知ることができますが、食痕も単独ではアライグマと断定することが難しいです。下の写真のスイカの食痕の場合には、アライグマの食べたスイカは、穴から手を入れて中身をくりぬいて食べていますが、カラスの食べたスイカには、嘴で突いた跡が残っています。

食痕を発見した場合にも、足跡による確認や自動撮影カメラによる調査を併用すると効果的です。



アライグマによるミカンの食痕



アライグマによるスイカの食痕



カラスによるミカンの食痕



カラスによるスイカの食痕

(3) 自動撮影カメラによる調査の実施

自動撮影カメラによる調査は、アライグマを足跡などの痕跡調査では確認できなかった場合に補足的な調査として実施するのが有効ですが、自動撮影カメラ器材の購入も必要になります。自動撮影カメラを使用した場合、農畜産物被害を起こしている獣種の特定を行うこともできます。

設置する場所

目撃情報を元にする場合には、目撃のあった地点に設置

農畜産物被害の場合には、被害対象に向けて設置して、捕食の瞬間を捉えられるようにすると、種の判別を確実にすることができます。ただし、果樹園などの広い範囲を対象にすることは難しいので、近くの森林や水辺などから、農地や畜舎に通じる通り道(けもの道)に設置することも有効です。ただし、けもの道は様々な動物が利用しているので、撮影された動物が必ずしも被害を発生させているとは断定することはできません。

生活環境被害の場合には、侵入口や通り道を推定し、利用状態が撮影できるように設置します。

一般的にアライグマは、活動範囲の中を3日くらいかけて餌を探しながら歩き回ると言われています。3日~1週間程度設置し、撮影されたかどうかで、アライグマがその場所を利用したかどうかを知ることができます。



自動撮影カメラの設置例



溪流脇の獣道を歩くアライグマ



カキの木を降りるアライグマ



湿地脇の獣道を歩くアライグマ



休耕田の溪流脇を歩くアライグマ



獣道を歩くアライグマ



溪流の大岩の下をくぐるアライグマ

3.2.5 アライグマへの予防措置・被害発生防止

アライグマの侵入への予防措置、被害発生防止への取り組みには、まずアライグマの生態的特性を踏まえながら、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力してあたることが重要です。それにより、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図ることができます。

(1) 被害の予防措置(誘因条件の排除)

アライグマを誘因しないために、次のことに注意します。

- ・農作物の未収穫物、落果実などを農地に放棄しないようにしましょう。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しないようにしましょう。
- ・残飯を野外に放置しないようにしましょう。
- ・ゴミ集積所では、ゴミを出す時間を厳守しましょう。
- ・アライグマを見かけても、餌付けをしないようにしましょう。



放棄ミカンに集まるアライグマ



牛舎へ侵入するアライグマ

(2) 侵入の防止措置

民家や農耕地を網や柵で囲うというイノシシなどに対する方法は、手先が器用で木登りの上手なアライグマに対しては、効果的な方法とは成り得ません。ただし、完全には防ぐことは不可能ですが、一定の効果을あげる方法として、次のような取り組みも行われています。

民家の屋根裏、納屋、空き屋などへの侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぎます。侵入を確認した場合は、燻煙剤をたくなどにより追い出した後、侵入箇所をふさぎます。

また、農耕地などへの侵入防止には、柵と電牧柵を組み合わせた複合柵を設置したり、果樹などの被害防止には、木の根元にトタンなどを巻き付けて、登りにくくします。

3.2.6 捕獲の実施

(1) 捕獲する地域及び期間

- ・外来生物法に基づく捕獲は、アライグマが生息する地域において、必要に応じて年間を通じて実施します。
- ・生息レベルに応じて防除を強化する地域を設定し、重点的な捕獲を行うと効果的です。
- ・必要に応じて、繁殖期前や保育期などに重点捕獲期間を設定して捕獲を行うと効果的です。

(2) 捕獲体制

地域ごとの捕獲従事者の構成

アライグマの捕獲に従事する者(以下「捕獲従事者」)は、次のような方で構成されます。

- ・鳥獣保護法による狩猟免許(網・わな猟免許)を有する方
- ・狩猟免許を有しない被害農家等地域住民で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる方(県、市町村、民間団体などが実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した方)

捕獲従事者台帳の整備

捕獲従事者の氏名、住所、講習会受講履歴、狩猟免許の有無などについて記載した台帳(資料7 防除計画例の様式1 捕獲従事者台帳参照)を整備します。また、捕獲従事者証(資料7 防除計画例の様式2 捕獲従事者証参照)を発行し、捕獲を実施する際には常時携帯を義務とします。

(3) 捕獲方法

アライグマの生息環境、捕獲効率、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲体制などを勘案すると、「箱わな」による捕獲が効果的といえます。

箱わなは、アライグマの原産地の米国で多くの捕獲実績と信頼を得ている箱わなの使用を推奨します。折り畳みができ、軽くて持ち運びに便利で、かつ丈夫で壊れにくいという特徴を持っており、アライグマが箱わなの内部の踏み板を踏むと、連動したトリガーが外れて蓋が落ちて閉鎖される仕組みになっています。

なお、箱わなには、外来生物法に基づく防除である旨を記載した防除実施主体発行の標識(資料7 防除計画例の様式3 箱わな標識例参照)を、1基ごとに装着します。

使用する箱わな(推奨)とその他の道具など

米国 Woodstream 社 Havahart アライグマ用箱わな(Model-1079)

サイズ：奥行き 81.5cm × 高さ 31.5cm × 幅 26.5cm



セット状態



蓋を閉じた状態

栄工業 捕獲器ジャンボ RB65

サイズ：奥行き 65cm × 高さ 29cm × 幅 29cm



セット状態



蓋を閉じた状態

その他の道具、エサ等



固定用ペグ



遮光ネット



ボルト・ナット



餌 - ふすま(小麦外皮)



餌 - とうもろこし圧扁



餌 - コーン菓子

(4) 箱わなの設置場所の選定

箱わなの設置場所の選定については、目撃や被害が多く発生している場所付近、出来ればフィールド調査でアライグマの生息や被害が確実に確認された地点付近に設置することが望ましいです。

また、被害を防ぎたい場所だけではなく、確実にそこを利用する(利用しそう)な場所を選ぶことが重要です。防ぎたい場所付近で箱わなを設置すると、かえって餌で呼び寄せる結果になる場合があります。箱わな設置に「適した環境」は以下のとおりです。

なお、設置場所の土地所有者に対しては、必要に応じて防除の内容を説明し、理解を得て設置してください。事故防止のためにも、周辺で子どもが遊ぶことがないかなどを確認し、周辺への安全確保を徹底するようにします。

池沼・河川の周辺

水際に護岸が無く、水面に近づきやすい場所

浅瀬や湿地の岸边

池沼への流入、流出河川沿い

河床が開けており、平坦地がある場所

河川の緩やかな流れの周辺

人為的環境周辺

飼料がおかれている畜舎付近

果樹園等の縁

畜舎や果樹園への通り道のそば



溜池の畔の箱ワナ



牛舎近くの箱ワナ



溪流脇の箱ワナ

(5) 箱わなの設置手順

設置の手順は以下のとおりです。

場所を決めたら、捕獲時に中でアライグマが暴れても箱わなが転倒しないようにペグで固定します。ペグは 20～30cm の長さが必要。現地の木の枝等でも代用可能。一つの箱わなに 4 本、木の枝等で代用する際には、6～8 本使用すると安定します。

餌には、「ふすま」(小麦のぬか)+「とうもろこし圧扁」、「コーン菓子」を用いると錯誤捕獲防止にもなります。ふすまととうもろこし圧扁を 1:3 くらいの割合で混合したものと、市販のキャラメル味のコーン菓子を使用します。

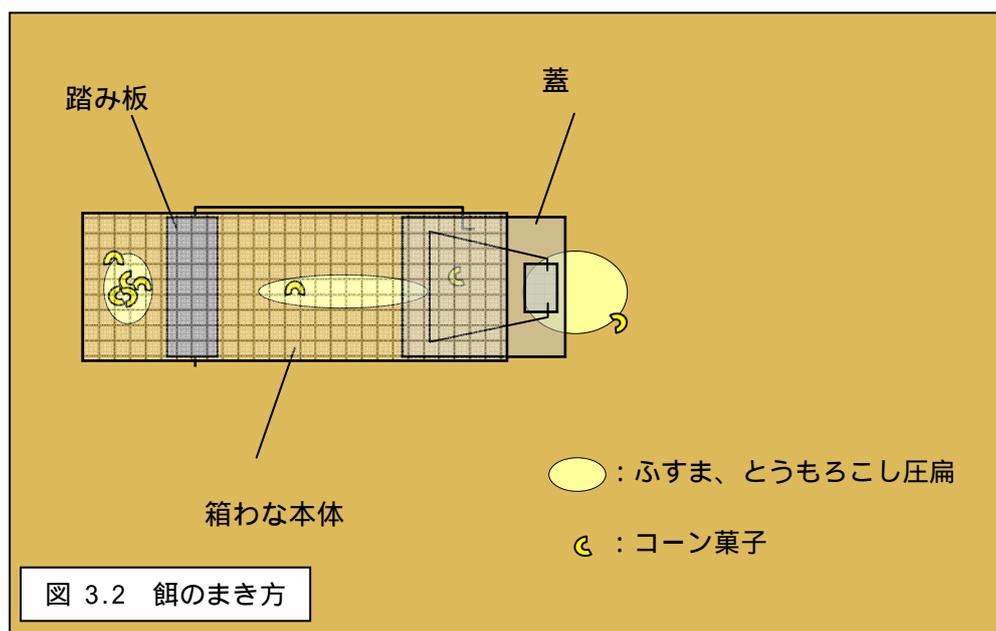
遮光ネットを箱わなの上部を覆うように設置します。捕獲されたアライグマが日射によって衰弱することや、上から餌が見えないようにして鳥類の錯誤捕獲を防ぎます。なお、設置時に蓋の開閉とフックの作動を妨げないように注意します。遮光ネットの代わりに現地の枝葉等でも代用可能です。



ペグによる固定



設置完成



(6) 箱わなの見回り・メンテナンス

箱わなの見回りは最低1日1回行います。見回りの際に誘引餌が減っていれば新たに追加します。蓋が閉じてしまっていることもあるので、その場合には、再度蓋を開けておきます。正常に作動するかについても、毎回確認を行います。

見回りの際には、周辺にアライグマが出現しているかどうか確認しましょう。箱わなには入らずに、誘因餌だけを食べている場合もあるので、足跡などで出現を確認します。アライグマが箱わなのある状態に慣れると、捕獲できる可能性が高くなります。

見回り・メンテナンスには、以下の点に特に注意しましょう。

- ・最低1日1回の見回り及びメンテナンスを実施しましょう。

捕獲されたアライグマに空腹や渇水などで苦痛を与えないようにしましょう。長く放置すると、箱わなの中で死亡してしまうこともあります。

錯誤捕獲個体の早めの放獣や箱わなの誤作動によって蓋が閉じているなど、捕獲器が正常に作動していない時間を短くすることができます。

- ・蓋の作動状態やペグの状態を確認するようにしましょう。

見回りの際には、蓋が正常に作動するかどうかを必ず確認しましょう。地面が柔らかい場所だと、踏み板の下に土が入り込み、踏み板を踏んでもトリガーが作動しないことがあります。その場合には、踏み板の下の土を取り除き、正常に作動するようにします。

- ・箱わなを扱う時は、手袋を着用しましょう。

一度設置した箱わなを取り扱う際には、野生動物からの寄生虫・感染症などへの配慮として、革手袋やゴム手袋を着用します。

アライグマの捕獲を確認した場合は、安全に作業が行えるように、ボルトなどで蓋が開かないようにすることを推奨します（右下写真参照）。



メンテナンス



ボルトによる蓋の固定

(7) 捕獲後の処置

捕獲したアライグマを殺処分する場合は、炭酸ガスなどのできる限り苦痛を与えない安楽死処分により実施します。また、捕獲した固体や捕獲の状況などは、記録しておきます。

炭酸ガスを用いた安楽死処分の手順

使用機材：炭酸ガスボンベ、ホース、布団圧縮袋、ビニールシート(ブルーシート)、ボルト・ナット、皮手袋など

アライグマに引っ掻かれて怪我をしないよう、厚手の革手袋などを着用して、作業を行います。

運搬や安楽死処分時に箱わな内のアライグマが逸走しないよう、ボルトとナットなどで、蓋が固定されていることを確認します。

箱わなをブルーシートで包んで暗くし、アライグマを落ち着かせます。(これにより布団圧縮袋の破損も防げます。)

ブルーシートで包んだまま箱わなを布団圧縮袋の中に静かに入れます。

布団圧縮袋の口を一部開け、炭酸ガスボンベを接続したホースを、箱わな上部の編み目を通して本体下部に達するまで差し入れます。

ボンベからは極低温のガスが噴出するため、アライグマに直接ガスがあたらないようにします。また、ホースの先が布団圧縮袋に直接触れていると低温のガスにより布団圧縮袋が破損する場合がありますので注意します。

全体を押さえて余分な空気を抜きます。

ボンベのコックを軽くひねり、徐々に炭酸ガスを注入し、袋全体に行き渡るまで、約5分注入します。

注入終了後、個体の様子を観察し、まだ動いている場合には、再度炭酸ガスを注入します。

アライグマの動きが停止していれば、ホースを抜き布団袋の口を閉めて密閉状態にし、約5分放置後、呼吸が完全に停止していることを確認したら、箱わなを布団圧縮袋から出します。

再度、個体の呼吸が停止していることを確認し、廃棄用のビニール袋などに移します。



炭酸ガスボンベ



殺処分装置全体図

処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受けたい旨の申し出があった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可(環境省)を得ている者に譲り渡すことができます。

処分後の個体の処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分します。この場合、感染症の危険性などを勘案し、原則として市町のゴミ処理場などで一般ゴミとして廃棄するなど、各防除実施主体で定めた方法で適切に処分します。また、やむを得ず埋却する場合には、感染症対策や悪臭の発生など、公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう注意します。

捕獲記録の作成と報告

捕獲従事者は、捕獲したアライグマの捕獲日時、場所、個体数などの必要事項を、アライグマ捕獲記録票(資料7防除計画例の様式4アライグマ捕獲記録票参照)に記入します。記録票を集約することで、地域のアライグマ捕獲情報の掌握につながり、生息状況などを蓄積することができます。個体の計測については、資料5を参照してください。

(8) 衛生管理

感染症防止

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症などの人獣共通感染症を保有している可能性があり、その取り扱いには十分注意が必要です。アライグマの入っている箱わなを扱う際には、噛まれたり、引っかかれたりして傷を負うことが無いように革手袋を使用します。また、その他の作業時にも薄手のゴム手袋を着用し、個体及び個体の触れた箱わな、処分機材を素手で触れることのないよう留意します。

万一傷を負った場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じます。

また、作業が終了した段階で、手指をアルコールなどの消毒薬で充分殺菌します。作業中の飲食は、厳に慎みます。使用後の箱わなについても、洗浄、消毒などを行い、感染症などの予防に努めます。

殺処分を行う作業員に対する配慮

米国獣医師学会の安楽死に関する研究報告では、直接安楽死処分に関与している職員には、仕事に対する強い不満あるいは疎外感という心理的な状態に陥り、欠勤、好戦的、あるいは動物に対する無配慮で冷淡な取り扱いが認められる場合があるとしています。このことから、管理者は直接担当する作業者の複数配置に努め、精神衛生にも十分配慮することが必要です。

(9) 錯誤捕獲対応

・放逐

タヌキやイタチなど、他の野生動物が捕獲されていた場合には、以下の例外事項を除いてすみやかに放逐します。

・例外事項

農地周辺などでタヌキやイタチ、テン、アナグマなど、市町の有害鳥獣駆除の事業の対象としている動物が錯誤捕獲された場合には、その事業の一環として事前に適切な手続きを踏んでいる場合に限り、適切な処置を行うことも可能です。

ただし、捕獲場所が山林内などで農地から離れた場所の場合は放逐を基本とします。



捕獲器内のタヌキ(左写真)とアライグマ(右写真)。

似ているが、体色や耳の縁取りの色(タヌキは黒、アライグマは白)が違います。

見分けるためには、長い手足の指(左下写真)と尻尾の縞模様(右下写真)を確認します。



3.2.7 継続的モニタリング

アライグマの生息状況について、継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行います。

迅速な情報提供と防除対策の推進につなげるために、地域住民や農畜産業関係者、捕獲従事者、狩猟者、道路管理者などから収集したアライグマの目撃・被害・捕獲などの情報をアライグマ情報一覧表(資料 7 防除計画例の様式 5 アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表参照)に記録します。

また、モニタリング結果によって必要と判断された場合には、アライグマ生息レベルの再評価と防除計画の見直しを行います。

4 資料

資料編 目次

資料-1	パンフレット「特定外来生物 アライグマ」	・ ・ ・ ・ 35
資料-2	動物識別資料「同じ穴のアライグマ」	・ ・ ・ ・ 39
資料-3	「箱わな設置の手順」	・ ・ ・ ・ 43
資料-4	「安楽死処分の手順」	・ ・ ・ ・ 45
資料-5	捕獲個体計測の参考資料	・ ・ ・ ・ 47
資料-6	アライグマによる人獣共通感染症について	・ ・ ・ ・ 48
資料-7	防除確認申請書記入例	・ ・ ・ ・ 49
資料-8	防除計画書例	・ ・ ・ ・ 51
資料-9	防除の先進事例	・ ・ ・ ・ 67
資料-10	アライグマ捕獲に係る他法令との関係	・ ・ ・ ・ 68
資料-11	関係法令	・ ・ ・ ・ 69
資料-12	参考文献	・ ・ ・ ・ 82

とくといがいらいせいぶつ あらいぐま

特定 外来生物

アライグマ



増えてます!!

アライグマはもともと、北米大陸に生息する動物です。国内にはペットとして輸入されましたが、逃げ出したり捨てられた個体が旺盛な繁殖力で分布を拡大していきました。

九州では1999年頃から確認されはじめ、大分県内では、2008年以降、広範囲で確認されています。

大分県のアライグマ 確認市町村マップ



平成20年度以降の目撃及び猟友会等による捕獲、農作物被害情報等による。
(大分県景観自然室・森との共生推進室調べ 平成22年7月現在)

アライグマ分布確認の有無	
	生息が確実な市町村
	生息情報のある市町村
	アライグマと思われる農作物被害のあった市町村
	生息情報のない市町村

アライグマって何だ？

現在、日本にいるアライグマは、「アライグマ」と「カニクイアライグマ」の2種類です。

原産地である北米大陸では、乾燥地帯から山地まで、ほぼ大陸全土に分布しています。暑さや寒さにも強く、夜行性で何でも食べる雑食性です。

農作物などに被害を与えたり、感染症などを媒介する可能性もあることから、平成17年に施行された「外来生物法」により、「特定外来生物」と規定され、防除の対象となりました。



アライグマの特徴

アライグマ 学名 *Procyon lotor*
 サイズ：頭胴長 41～60cm 尾長 20～41cm
 体重 4～10kg
 寿命：野生 5年、飼育個体では 13～16年
 交尾期：1～3月 出産期：3～4月
 産仔数：3～6頭

どなたとところにも！

水辺の森林を好みますが、農耕地や市街地周辺にも出没します。特にため池の流入部、樹林内の湿地や溪流などで多く確認されます。夜行性で昼間は樹洞などに隠れているためあまり目撃されることはありません。行動圏は 40～100ha、気温が氷点下になると動きが停止しますが冬眠は行いません。

耳が大きく、白い縁取りがあります。

体色は灰色に近く、タヌキに比べて白っぽい印象を受けます。

顔つきはタヌキ、アナグマに似ています。



左が前足、右が後ろ足

手足の指が長く、木に登ったり、物をつかんだり、と器用です。後ろ足だけで立ち上がることもできます。足跡は、人間の手の平を小さくしたような形で、5本の指の跡がくっきりと残ります。指が長いこと、かかとまで付けて歩くことからその他の動物との区別が容易です。



増えるとどうなるの？

全国で野生化したアライグマによる様々な被害が報告されており、大分県においても農作物への被害（食害）や畜産農家への被害、生活環境被害（住居への侵入など）、生態系への影響や被害（在来の生物や希少野生生物への影響や被害）など多大な被害が想定されます。

・農作物、畜産被害

スイカ、ナシ、カキ、ミカン、イチゴ、キウイ、ブドウ、トウモロコシ等の農作物への食害、畜産飼料への食害、養魚場や養鶏場への侵入や食害が懸念されています。

防護壁や防護ネットを登って侵入するため、新たな防除対策が必要となります。



アライグマと思われるスイカの食痕。くり抜いた穴から、中身をほじくり出して食べます。

・生活環境被害

市街地に進出し、ゴミ捨て場を荒らしたり、家屋や神社などの天井裏に棲むことで糞尿による被害を及ぼします。アライグマ回虫、狂犬病などの感染症による人やペットへの影響も懸念されます。



鋭い爪で器用に垂直な壁も登り降りできます。すみかや餌を目的に侵入します。

何でも食べます！

雑食性でエビ、カニ、魚、カエル、サンショウウオ、ヤゴなどの水生動物、トカゲ、ネズミ、鳥のヒナ・卵、バッタなどの陸上動物、カキ、イチゴ、アケビ、ドングリなどの果実・種子、畜産飼料、残飯など何でも餌にします。

手先が器用なため、ミカンは皮をむいて食べ、スイカは穴を開けて赤い部分のみをくり抜いて食べます。この特徴的な痕跡もアライグマを見つけるポイントになります。

尻尾が長く、5～6本の縞模様があります。



驚きの繁殖力！

寿命は野外で約5年、3～4月に3～6頭の子供を産みます。

増加率は50%（原産国）もあるため、3年間で個体数が倍増することになります。天敵のいない国内では増加率はさらに高い可能性があります。

・生態系被害

樹上の鳥の巣を襲ったり、樹洞に侵入しフクロウ、ムササビ、コウモリなどを追い払ったり、水辺でサンショウウオやカエル類などを食害します。また野生動物にダメージを与える感染症や寄生虫を媒介する可能性があり、希少な野生動物の減少など、日本の生態系にダメージを与えます。



オオイタサンショウウオ
平地から山間部の池沼や水田に生息。

※レッドデータブックに載っていた
絶滅危惧種に指定された種

他の動物との見分け方

アライグマを外見で見分ける最大のポイントは、「尻尾の縞模様」です。そのほかに体の大きさや色、歩き方などが他の中型の野生動物との見分けるポイントになります。よく似たタヌキやアナグマは脚が黒色に近いですが、アライグマは白っぽく見えます。

また後ろ足で立ち上がることが出来ること、驚いた時は木に登って逃げることもアライグマを見分けるポイントになります。

アライグマ



全体に灰色の体色と尻尾の縞模様が特徴

頭胴長：41～60cm

尾長：20～41cm

体重：4～10kg



タヌキ



体は茶色、脚は黒色意外と素早い動き

頭胴長：50～60cm

尾長：13～19cm

体重：4～8kg



アナグマ



小顔だが大きな鼻、強大な爪、短い尾、ずんぐりした動き

頭胴長：52～68cm

尾長：12～18cm

体重：5～13kg



テン



上記3種より一回り小さい、胴は長く、脚は短い
色は黄色～茶褐色（幼獣は黒色）

頭胴長：41～49cm

尾長：17～23cm

体重：0.8～1.9kg



被害を防ぐには？

地域で協力して「増やさないこと」、つまり捕獲を行なうことが最も有効な防除法です。
※屋外で、柵や網で農作物などをアライグマから守ることは困難です。

一人一人は…



見逃さない

- ・アライグマについての正しい知識を学びましょう！
→ 特徴、生態、被害、法律、防除の方法など
- ・アライグマを見分けられるようになりましょう！
→ 姿、食害（農作物被害）、足跡などの正しい見分け方
- ・アライグマの目撃・被害情報を伝えましょう！
→ もしアライグマの姿や足跡などを見たら必ず県や市町村役場などに連絡をする
- ・捕獲に協力しましょう！
→ 防除の講習会に参加して捕獲協力者になる

地域は…



増やさない

- ・地域で協力して
→ アライグマがいないか監視の目を光らせましょう！
→ 餌となる農作物やごみを放置しないようにしましょう！
→ 納屋や畜舎、家に入られないよう工夫しましょう！
→ ワナの架設や点検に積極的に協力しましょう！

市町村は… 都道府県は… 国は…



「見逃さない地域づくり」を推進します

- 情報収集：広域の分布状況を把握します。
- 計画策定：防除計画を策定します。
- 人材育成：普及・啓発のためのパンフレット作成、講習会の実施、捕獲協力者の育成などを実施します。
- 捕獲支援：地域住民による捕獲を指導・支援します。
- モニタリング：防除効果の検証を実施します。
- 広域連携：市町村・県・国が広域連携し効率的防除を実施します。

外来種、 外来生物 法とは

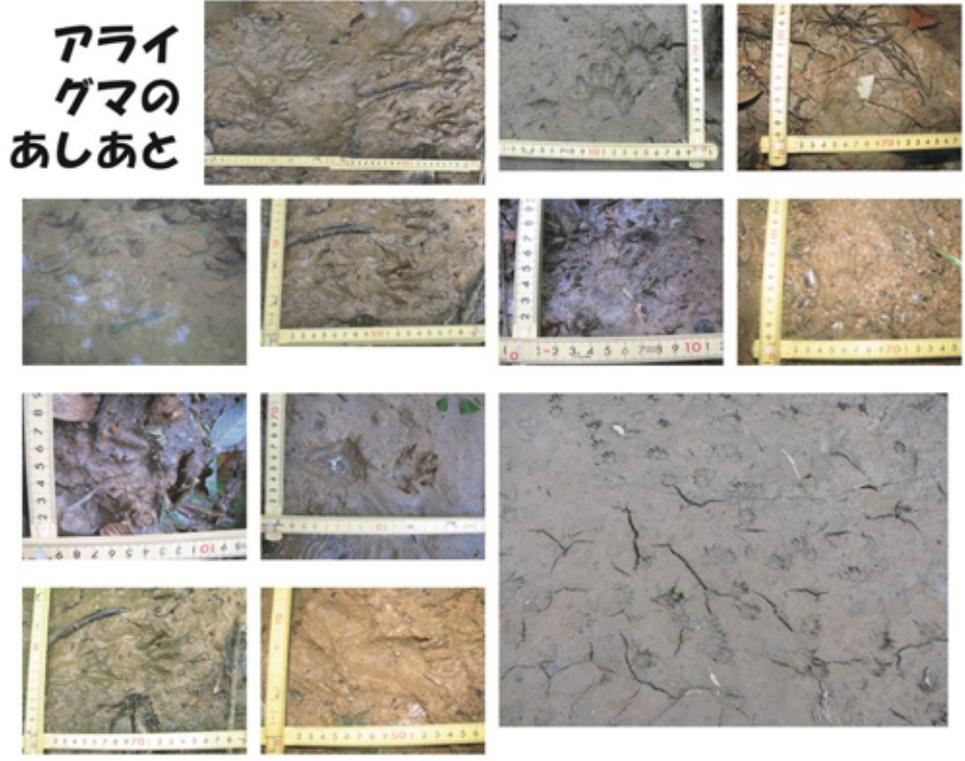
外来種とは、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物です。中でも生物多様性、人身、農林水産業を脅かすものを侵略的外来種といいます。外来生物法では、侵略的外来種による被害を防止するため、これを特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入、販売、野に放つといった行為を規制しています。アライグマとカニクイアライグマは特定外来生物です。

環境省「外来生物法—特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

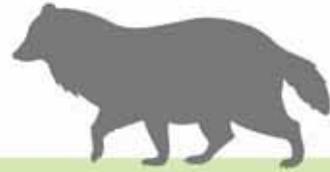
特定外来生物 アライグマ

発行日：平成 22 年 7 月
制作：株式会社 地域環境計画
発行：大分県 企画振興部
景観自然室
〒870-8501
大分県大分市大手町
3丁目1番1号
TEL 097-506-2139
FAX 097-506-1730

お問い合わせ：



まずは、もっとも出会いやすいあしあとを確認しましょう。
アライグマのあしあとは、まるで小さな手型のようなです。ただし、かなりぬかるんだ地面ではないと、あしあとはつきづらいですので、水辺や雨の後の地面がみつけやすいです。



アライグマ



- ・尻尾がシマシマ
- ・全体に灰色っぽい

タヌキ



- ・四肢が黒い
- ・身体の色は茶色ベース



アナグマ



・丸っこくて、尻尾が短い
・おしりをフリフリ歩く

ハクビシン



顔に白い縦線が特徴。尻尾も長い。

アライグマたち

同じアライグマでも、性別や年齢等で毛色や尾の長さなど、様々な変化があります。



PL020TK0 ♀ 2.2kg



PL021TK0 ♀ 3.9kg



PL022TK0 ♀ 4.2kg



PL023TK0 ♂ 6.2kg



PL024TK0 ♂ 4.4kg



PL025TK0 ♂ 4.4kg



PL027TK0 ♂ 4.8kg



PL028TK0 ♀ 5.0kg



PL012TK0 ♂ 3.8kg



PL013TK0 ♂ 5.1kg



PL014TK0 ♂ 6.7kg



PL015TK0 ♂ 4.0kg



PL016TK0 ♂ 3.4kg



PL017TK0 ♂ 5.3kg



PL018TK0 ♂ 4.5kg

アライグマ



タヌキ



アナグマ



アライグマは、四肢が白く、タヌキとアナグマは黒い。



アライグマは耳の縁が白く、タヌキは黒い。アナグマは、耳が丸く、小さい。



アライグマとタヌキの顔は、本当によく似ている。アライグマの耳の後ろは、毛が白く、タヌキの耳の後ろは茶色。



アライグマの指は長く、ツメもそこそこ鋭い。アナグマは横に平たく、長いツメが特徴。

箱わな設置の手順

設置の時に準備するもの

- ・箱わな（ハバハート 1079 モデルなど）
- ・ペグ 4 本(箱わなを固定するための小さな杭)
- ・餌 - ふすま、とうもろこし圧扁、コーン菓子(キャラメル味)
- ・遮光ネット(箱わなを覆うもの、寒冷紗、枝葉などでも代用可)
- ・箱わな用標識(外来生物法による防除であることを記載した防除実施者発行のもの)



箱わな



ペグ



コーン菓子



ふすま



とうもろこし圧扁



遮光ネット

箱わなの設置場所を決める

・アライグマを確認した場所

農作物被害場所・生活被害場所・目撃した場所の付近や足跡・糞など痕跡を確認した場所

・アライグマの好む場所

沢や池など水辺周辺や果実・スイカ・トウモロコシ畑など餌となるものがある場所

箱わなの設置の手順

以下はハバハート#1079 を例に説明しています。

1. なるべく地面の平らな所(傾斜がある場合にはできるだけ平らにならず)に設置。

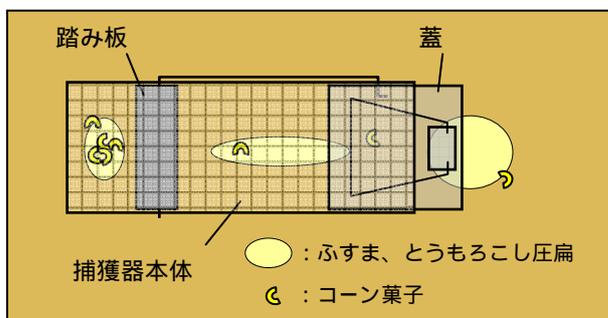
水平に設置しないと蓋が正常に作動しないことがあります。

2. ペグや杭などを用いて動かないように固定。
3. 箱わなの上部を遮光ネットや枝葉などで覆います。蓋の作動を妨げないように注意しましょう。

捕獲されたアライグマを日射などから守るためと、上から餌が見えると、鳥が箱わなに入る可能性が高まるので、目隠しのために設置します。

4. ロックレバーを上げ、蓋を引き上げ、フックをかけて、蓋が落ちないように固定します。踏み板やレバーを動かして、蓋が正常に作動するかも確認します。
5. 箱わなの内部の踏み板の奥を中心に、踏み板手前及び箱わな周辺に餌をまきます。

ふすまととうもろこし圧扁は、3:1で配合しておきます。配合した餌を片手で一掴みから二掴み程度まき、その上にコーン菓子を一掴み程度まきます。



餌のまき方



遮光ネットで覆った箱わな

箱わなの見周り、点検

最低でも、1日1回箱わなを点検し、餌が少なくなっていたら補充します。

蓋が正常に作動するかも確認します。

アライグマの捕獲を確認した場合には、ボルトなどで蓋を固定します。



枝葉で覆った箱わな

安楽死処分の手順（参考）

捕獲したアライグマを殺処分する場合には、できる限り苦痛を与えない方法で、安楽死処分を実施しましょう。

また、捕獲されたアライグマをいじめたり、不要なストレスを与えたりしないように留意し、処分を実施する場合は、箱わな内に長時間放置したりすることがないように、なるべくすみやかに実施しましょう。

準備するもの（炭酸ガスによる処分方法）

- ・炭酸ガスボンベとホース：炭酸ガスのボンベと注入用ホース。
- ・布 団 圧 縮 袋：箱わなが入る大きさ(長辺が 120cm 程度)のもので、炭酸ガスを充満させるチェンバーとして使用します。
- ・ビニールシート：箱わなを包み、暗くしてアライグマを落ち着かせるためと布団圧縮袋の破損を防ぎます。
- ・ボ ル ト：長さ 約 30cm、蓋が開かないように固定します
- ・ビニール袋：50L 以上のゴミ袋。処分した個体を入れます。
- ・革 の 手 袋：厚手のもの
- ・キッチンペーパー：糞尿など汚れものを拭きます。
- ・消毒用アルコール：手や使用した器具の消毒用。
- ・ス コ ッ プ：現場で埋設処分をする場合には必要。



ボルト



炭酸ボンベ

炭酸ガスを用いた殺処分の手順

1. 蓋がボルトで固定されていることを確認します。
2. 箱わなをビニールシートで包み、布団圧縮袋に入れ、口を閉じます。箱わながしっかりくるまれていないと、箱わなの角などで布団圧縮袋を破いてしまうことがありますので、注意が必要です。
3. 布団圧縮袋の口を一部開け、炭酸ガスポンペを接続したホースを箱わなの中に差し込みます。ホースは、箱わな上部の編み目を通して、本体下部に達するまで差し入れます。
4. 布団圧縮袋を押さえて、余分な空気を抜きます。
5. 炭酸ガスポンペのコックを弱めにひねり、徐々に炭酸ガスを注入します。約5分間炭酸ガスを注入し、個体の様子を観察します。
布団圧縮袋を炭酸ガスで充満させるためには、内部の空気が上部から抜ける必要があるため、ホースの入口は少し開けておいた方がよいです。
6. まだ動き回っている状態ならば、再度炭酸ガスをゆっくりと注入し、動きが停止するのを待ちます。
7. 動きが停止して、呼吸停止もしくは反射的な呼吸の状態になっていることを確認したら、ホースを抜き、袋の口を閉じて密閉し、約5分放置します。
8. 個体の様子を観察し、呼吸が完全に停止していることを確認したら、捕獲器を布団圧縮袋から取り出します。
9. 再度、個体の呼吸が停止していることを確認したら、箱わなから個体を取り出し、計測などを行います。

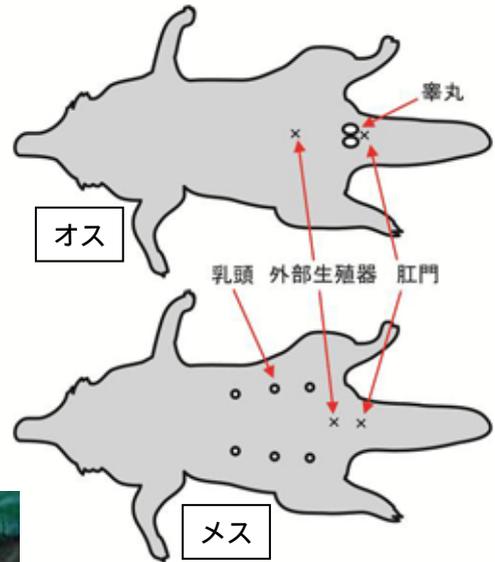
殺処分の際は、革手袋を着用し、アライグマの爪や歯から手指を守ります。また、作業が終了したら手指をアルコールで消毒し、充分殺菌します。



資料-5 捕獲個体計測の参考資料

オスとメスの見分け方

オスの特徴	メスの特徴
睪丸がある 外部生殖器と肛門の間隔が長い 1 外部生殖器と睪丸の間に陰茎骨がある 2	睪丸がない 繁殖経験個体の乳頭は発達している 3



オスの外部生殖器と肛門



メスの外部生殖器と肛門



オスの睪丸



繁殖経験のあるメスの乳頭

- 1 佐賀県で捕獲された個体では、
 オス：平均 11.5cm
 最大 16.5cm 最短 7.5cm
 メス：平均 2.5cm
 最大 4.0cm 最短 1.5cm

2 触るとコリコリとした骨がある。ただし、幼獣だとわかりづらい場合もある。

3 保育中のメスの場合、つまむと乳汁がでる。幼獣や未繁殖個体だと、メスでも乳頭は目立たない。

計測部位と計測方法

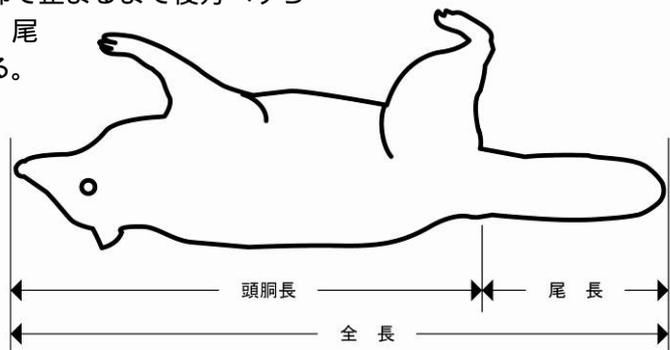
全 長：頭から尾の先までの長さ。体を背位にしてよく伸ばし、吻端から尾端（先端の毛は含めない）までの直線距離を計る。

尾 長：尾の長さ。尾を背側に直角に折り曲げ、物差し的一端を背（腰）に沿わせながら、尾の基部で止まるまで後方へずらす。尾を物差しにそって伸ばし、尾端までの長さ（毛を除く）を計る。

頭胴長：全長から尾長を引いた長さ。



尾長の計測



資料-6 アライグマによる人獣共通感染症などについて

人獣共通感染症（zoonosis：ズーノーシス）とは、動物から人に感染する病気の総称です。世界保健機関（WHO）では、「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染（野生動物等では病気にならない場合もある）」と定義しています。

感染経路について

感染の経路は、飲食や皮膚、傷口から等の直接的な感染と病原体を媒介する動物や食品、粉塵等の吸引等の間接的な感染に分けられます。

アライグマの防除に関わる際には、体表や粘膜に接触したり、噛まれたり、ひっかかれる等による侵入や病原体を含む動物の排泄物が付着した手指を無意識に口に持って行った場合等直接的な感染について特に注意が必要となります。

感染の予防について

アライグマの入っている箱わなを扱う際には、噛まれたり、引っかかれたりして傷を負うことが無いように革手袋を使用します。また、その他の作業時にも薄手のゴム手袋を着用し、個体及び個体の触れた箱わな、処分機材を素手で触れることのないよう留意します。

万一傷を負った場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じます。

また、作業が終了した段階で、手指をアルコールなどの消毒薬で充分殺菌します。作業中の飲食は、厳に慎みます。

使用後の箱わなについても、洗浄、消毒などを行い、感染症などの予防に努めます。

アライグマに関する人獣共通感染症の種類と症状等について

病名	感染源	感染経路	動物の症状	人の症状	発生状況
狂犬病	狂犬病ウイルス	唾液中に排泄され、噛まれたり、ひっかかれたり、傷口をなめられる等で感染	興奮、麻痺、けいれん、恐水、幻覚、死亡	興奮、麻痺、恐水等の神経症状の後、呼吸麻痺による死亡。発症すると100%死亡。	日本国内では1957年以降発症例はないが、北米動物の中では、アライグマが最も高い割合となっている。
レプトスピラ症	細菌	動物の尿や尿に汚染された水、土から皮膚や粘膜の傷等を通じて感染	発熱、おう吐、血便等。死亡率高い。	風邪様症状、おう吐、筋肉痛、頭痛、黄疸、死亡事例もあり。	北海道及び神奈川県では野生化したアライグマから病原性レプトスピラがみついている。
アライグマ回虫症	アライグマ回虫	幼虫包蔵卵の含まれた糞で汚染された土等を経口摂取することで感染	病原性なし	卵数や幼虫の移行部位によって異なる。中枢神経系では髄膜脳炎、眼球では網膜炎を発症し視覚障害や失明を引き起こす。	日本では、動物園の飼育個体での確認はあるが、野生化したアライグマではみつかっていない。
アライグマ糞線虫症	アライグマ糞線虫	幼虫の含まれた土や水からの経皮による感染	病原性なし	皮膚の発疹や腸管寄生を引き起こす	和歌山県の調査した捕獲個体の約3割から確認された事例がある。

資料-7 防除確認申請書記入例（地方公共団体の場合）

（様式 10）

特定外来生物の防除の確認申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る（確認 / 認定）を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（第 18 条第 1 項 / 第 18 条第 2 項）の規定により、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

九州地方環境事務所長 殿
九州農政局長 殿

事業所の所在地：

名称：

代表者の氏名：^{（ふりがな）} 印

電話番号： - - 主たる事業：

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号
代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）並びに主たる事業を記載すること）

1. 申請の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 確認(法第 18 条第 1 項) / 認定(第 18 条第 2 項) <input checked="" type="checkbox"/> 新規 / 申請内容変更		
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類	アライグマ <i>Procyon lotor</i> カニクイアライグマ <i>Procyon cancrivorus</i>	
	2) 区域	市全域	
	3) 期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	4) 目標	防除区域におけるアライグマ類の分布の実態を、聞きとり調査、現地踏査、調査捕獲等により把握する。 上記の情報を基に、捕獲を行い、アライグマ類による農業・生態系被害を低減させる。	
	5) 防除の方法	箱わなにより捕獲し、適切に処分する。 (捕獲等をした特定外来生物の取扱い： 飼養等 / <input checked="" type="checkbox"/> 殺処分)	
3. 添付図面等	<input checked="" type="checkbox"/> 区域図、 <input checked="" type="checkbox"/> 防除実施計画書、 定款又は寄付行為 申請者の略歴を示した書類、 過去 3 年間の活動実績を記載した書類		
4. 備考			
担当者連絡先 (本申請に係る担当者情報を記載)	氏名		所属・役職
	住所		
	電話番号		電子メールアドレス

(記載上の注意事項)

記入例は、市町が確認申請をする際のものとしています。その他、内容について及び民間団体等で申請する場合には、以下の注意事項を確認の上、記載してください。

なお、欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れます。

1.申請の種類

申請の内容に応じて、確認又は認定のいずれかを選択します。申請者が市町の場合には「確認」、地方公共団体以外の民間等の場合には「認定」を選択します。また、新規又は申請内容変更のいずれかを選択します。

2.防除の内容の概要

防除実施計画書に基づき、その概要について以下の事項について記載します。

1)特定外来生物の種類：防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載します(複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載します。)

ここでは、アライグマとカニクイアライグマについて申請します。

2)区域：防除を行う区域について、具体的に記載します。

3)期間：防除を行う期間について記載します。

4)目標：防除の目標について記載します。

5)防除の方法：防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて飼養等又は殺処分のいずれかを選択します。

3.添付図面等

区域図については、適正な縮尺のものとしします。なお、定款又は寄付行為及び過去3年間の活動実績を記載した書類については、民間団体等が防除の認定をする際にのみ添付します。また、個人が防除の認定の申請を行う場合は定款又は寄付行為の添付は不要です。

4.備考

他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入します。

大分県 市
アライグマ防除実施計画書

平成 年 月

大分県 市

目 次

1. 目的
2. 特定外来生物の種類
3. 防除を行う区域
4. 防除を行う期間
5. 大分県内及び 市内における分布状況と防除の現状
5-1 県内の分布状況
5-2 市内の分布状況など
6. 防除の目標
7. 防除の実施
7-1 関係法令等への対応
7-2 防除の進め方
資料
様式 1：捕獲従事者台帳	
様式 2：捕獲従事者証(例)	
様式 3：箱わな標識	
様式 4：アライグマ捕獲記録票	
様式 5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表	
その他参考様式：箱わな危険表示版(例)	

1. 目的

大分県内のアライグマは、大分県による調べ（平成 20 年度以降の目撃及び捕獲等の情報）や環境省による「九州地方アライグマ防除モデル事業（平成 21 年度、平成 22 年度）」において、分布状況が整理され、県内の 8 市において生息確実の情報が得られており、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることがうかがえます。これにともない、農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による防除の実施、またこれらを近隣市町村・県・国等と連携しつつ進めることが必要です。本計画は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定しました。

2. 特定外来生物の種類

本計画の防除の対象動物は以下の 2 種類です。

- ・アライグマ(プロキユオン・ロトル *Procyon lotor*)
- ・カニクイアライグマ(プロキユオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*)

現時点で大分県内での生息が確認されているのはアライグマのみです。

3. 防除を行う区域

大分県 市内全域とします。 市の位置は図-1 参照。

4. 防除を行う期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

計画策定日以降のできるだけ早い日程から、「プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成 17 年農林水産省、環境省告示第九号）」で定める防除期間の終期までとします。

5. 大分県内及び 市内における分布状況と防除の現状

5-1 県内の分布状況

(1) 分布状況・確認状況

平成 23 年 7 月現在の分布状況は、図-1 に示すとおりです。これによると、山地から低地まで、広範囲に分布していることが分かります。図-2 には、これまでの市町村ごとの確認件数を示しました。確認件数は、有害鳥獣や狩猟による捕獲、自動撮影カメラによる撮影等の確実な情報のみが含まれています。

(2) 被害状況

「農作物・家畜等の食害等」の報告は数件上がっておりますが、アライグマによる被害と断定できるものは少ない状態です。また、「家屋等侵入」（主に繁殖のため屋根裏に侵入）に

より屋根裏等を糞尿で汚染する被害報告は無いですが、神社仏閣等への侵入が疑われる報告があります。

アライグマは原産地の北米では「狂犬病」の主要な媒介動物となっているほか、「アライグマ回虫症」の人への感染例も報告されていますが、現状では人及び野生動物への感染に関する報告はありません。

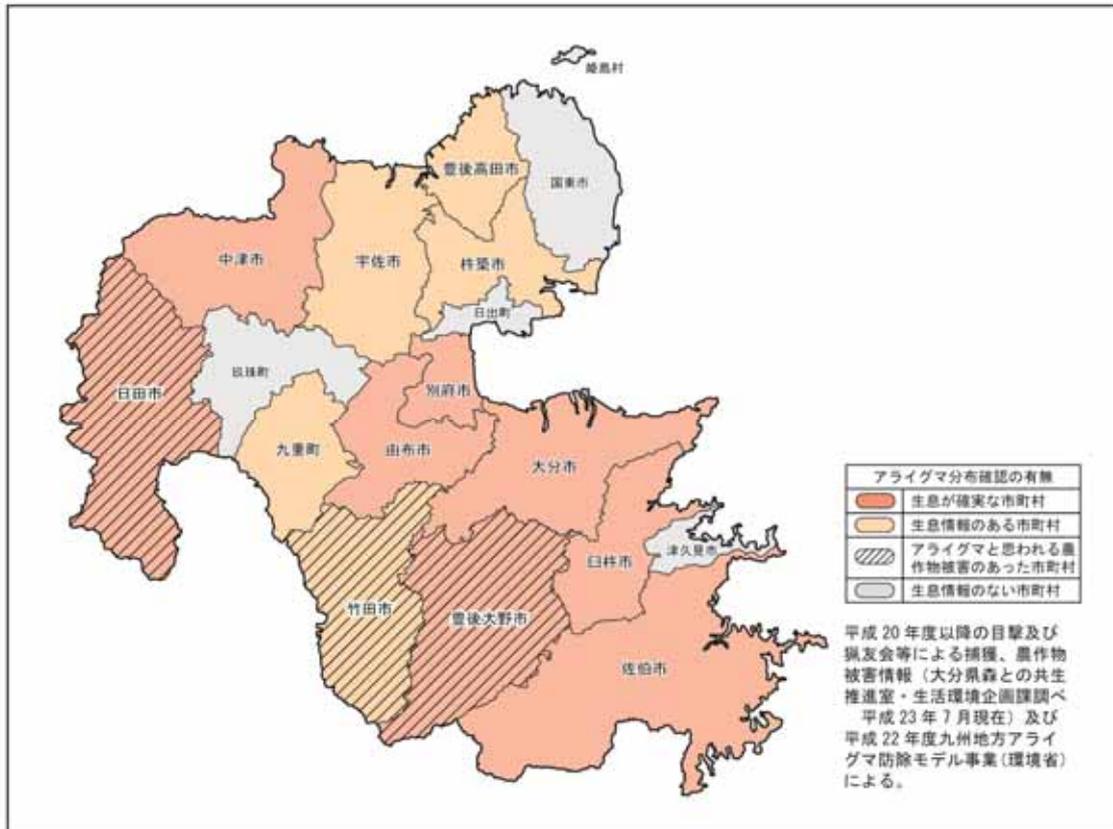


図-1 大分県におけるアライグマの分布状況(平成 23 年 7 月現在)

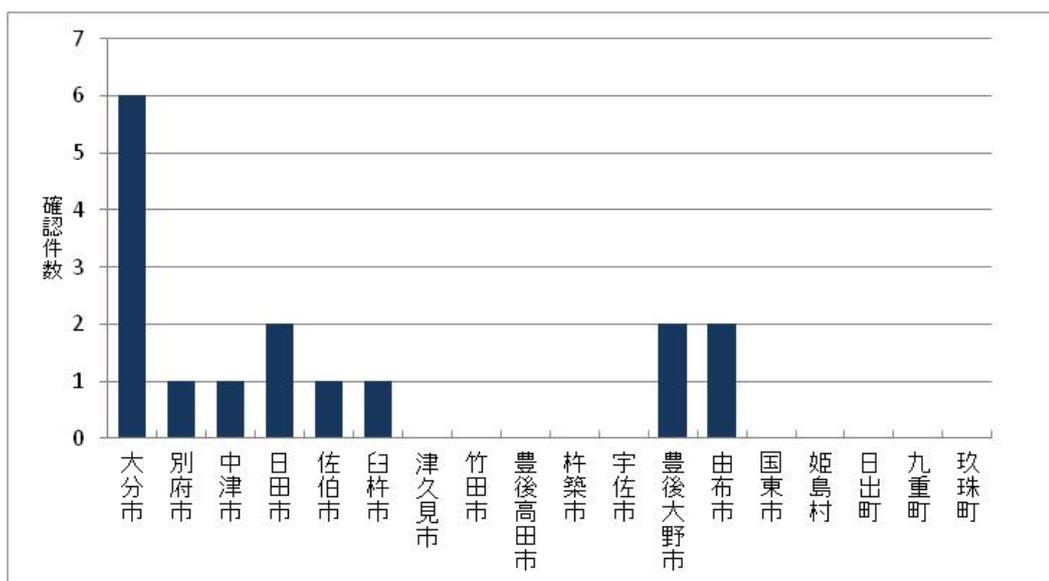


図-2 市町別アライグマの確認件数(平成 23 年 7 月現在)

5-2 市内の分布状況など

(1) 分布状況

市町村内での分布確認状況及び捕獲状況について記載してください。

農作物、畜産物、生活環境、生態系等への被害状況について記載してください。

確認場所のポイントデータやメッシュ番号（三次メッシュコードや5kmメッシュ番号等）で情報を整理して置くと、防除後のデータと比較することで、防除の成果を効果的にモニタリングすることができます。

確認地点等をできるだけ詳細な情報とすることで、分布傾向や被害状況の大きさ等も推測することができます。

当該地域に確実な生息情報が無いが、近接地域等で情報がある場合には、市町村等の広域単位での分布状況について記載します。

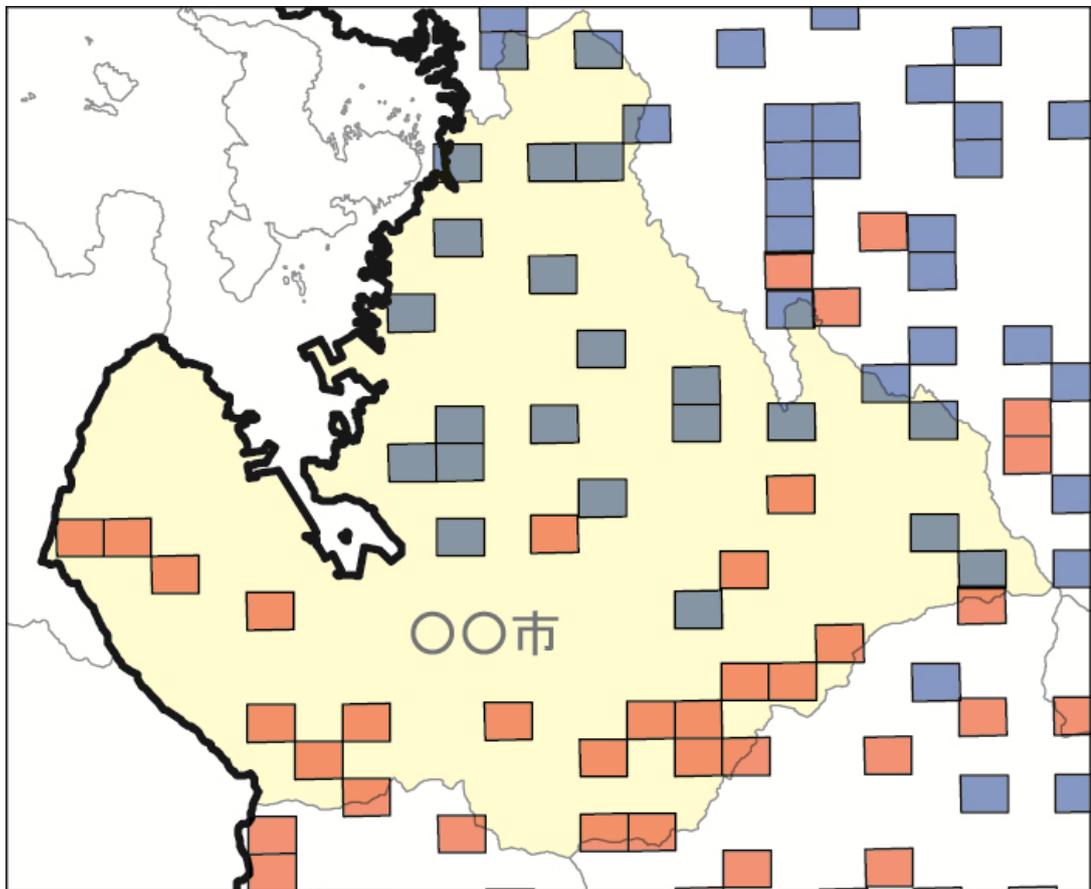


図-2 例) 市におけるアライグマの確認状況(平成 年 月現在)

三次メッシュで整理し

確認のあるメッシュ ■ と確認していないメッシュ ■
に区分して表示した例

(2)アライグマ生息状況の評価

これまでの分布情報、捕獲情報などを元に、表-1 に各地域のアライグマの生息状況を示しました。

表-1 市内の地域別アライグマ生息状況評価

地 域	生息レベル	アライグマの生息状況
町	4	全域にて多数捕獲・確認あり。
××町	3	増加傾向
町	3	限定された地域で確認だが今後増加見込まれる
町	3	増加傾向
町	2	まだ全域には広がっていない状況
町	2	まだ少ないが増加傾向
町	1	現状での捕獲情報、フィールドサイン等確認なし

市内の詳細な分布状況等のデータが無い場合には、必要に応じて地域住民や農業・畜産関係者、道路管理団体等にアライグマ生息状況のヒアリング等を行います。

市内の分布生息状況に応じて各町または大字等の単位で生息レベル評価を行います。レベル評価については、「表-1」のアライグマの生息状況を参考にしてください。

生息レベルについては、捕獲や目撃等の確認情報の件数及び確認情報の分布の広がりについて注目します。捕獲等の件数が多い及び確認地域の広がり大きい場合は「4」、捕獲件数が多いが分布が局所的等の場合、捕獲件数は少ないが分布が広い場合は「3」、捕獲件数も少なく、分布も局所的の場合は「2」、捕獲、分布とも確認がない場合は「1」等の評価をします。

経年的に評価を行い、防除前と防除後のデータと比較することで、防除の成果を効果的にモニタリングすることができます。

6. 防除の目標

特定外来生物被害防止基本方針には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、市においても長期的には地域からの完全排除が目標となります。地域の生息レベルに応じた短期的な防除目標に応じて、各地域の防除目標を以下のように設定します。

防除の実施によって、生息レベルが下がった場合には、目標を再設定し、最終的には地域からの排除を目指します。

表-2 生息レベル選定基準

生息レベル	生息状況 / 被害状況	防除目標
0	近隣での生息情報も無く、又は被害の情報も無い	地域への侵入監視
1	近隣での生息情報はありますが、生息情報はほとんど無い又は被害の情報は無い	地域への侵入予防
2	少数個体生息する、又は、希に被害の情報がある	個体数増加防止
3	増加傾向にある、又は、時々被害の情報がある	個体数の減少、被害の低減
4	多く生息する、又は、被害が多い	個体数の減少、被害の低減

7. 防除の実施

7-1 関係法令等への対応

アライグマの捕獲には、「鳥獣保護法」に基づく「有害鳥獣捕獲許可」もしくは、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要です。防除にあたっては、外来生物法やその他の関係法令を遵守して行います。

7-2 防除の進め方

防除にあたって、市は実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施します。具体的には、アライグマの普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行います。

(1)情報の収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めます。また、得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発などに活用します。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公表することで、市民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行います。

(2)普及啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行います。

また、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催します。なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については、捕獲従事者として防除活動に参加することとします。

(3)被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施します。農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図ります。

(4)捕獲の実施

捕獲に従事する者は、鳥獣保護法に基づくわな免許を有する者及び適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者（前述の講習会を受講した者）とします。なお、捕獲従事

者は本人の希望により、その都度、上記資格を審査し、条件を満たす者であれば捕獲従事者として台帳にて管理します。

また、捕獲従事者が捕獲を実施する際には、必要に応じ事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯することとします。

・使用する罟及び設置場所

使用する罟は箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行います。

なお設置する箱わなには、外来生物法に基づく防除を実施している旨、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載した標識の装着等を行います。

・捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスを用いるなどの殺処分を行います。殺処分の実施場所は、捕獲現場か市が定める場所に箱わなに入れたまま運搬して実施します。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともに記録します。殺処分した死体は、一般廃棄物として処分するなど適切に処理します。

・捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者、または同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとします。

・感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があり、その取り扱いには十分注意します。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意します。また、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用します。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行います。

なお、作業中の飲食は、厳に慎みます。

(5)合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の土地や水面の所有者等に対しては、必要に応じて防除実施内容を説明し、可能な限り理解を得るものとします。

(6) 継続的モニタリング

生息状況(捕獲・被害等)について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行います。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施します。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行います。

特に生息数の多い高密度地域においては、一定期間を定めて防除を集中的に行い捕獲圧を高め、実施前後の状況のモニタリングを行います。密度低下が見られた場合には、捕獲圧を緩めながらも、継続的に防除活動を行い、地域からの根絶を目指します。

様式 2 : 捕獲従事者証(例)

第 2010- 号

市(町・村)アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

市(町・村) 長

印

住 所	市 町 番地
氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	市
登 録 日	平成 年 月 日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- ・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票(様式4)に記載し、捕獲期間終了後30日以内に、市(町・村)長に報告をしなければならない。

様式 3：箱わな標識(例)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏 名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか 名)
住 所	
連 絡 先	(電話) (担当)
確認・認定	平成 年 月 日 第 号
防除の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号： 2010 - _____

捕獲従事者氏名： _____

番号	所在地	地目等	箱わな番号		性別	体重	頭胴長	餌、頭胴長、繁殖状況等
1	市 町 番地	果樹園		平成 年 月 日	オス	kg	cm	ふすまを使用。未繁殖。
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

その他参考様式：箱わな危険表示板(例)

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。



連絡先

捕獲実施主体者名

住所： 市 町 番地

電話： ()

資料-9 防除の先進事例

アライグマは現在、ほぼすべての都道府県で分布が確認されており、各県及び市町村において防除計画に基づいた防除活動が行われています。先進的な事例として各機関の防除計画及び防除の手引き等を参考にしながら、それぞれの地域にあった防除を行うとよいでしょう。

以下にインターネットからファイルをダウンロードすることができる資料の中から、参考となる防除の手引きの入手先及び機関名等を紹介しますので、詳細について確認することをお勧めします。

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」

http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/files/manual_racoon.pdf

「外来生物法」

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

環境省北海道地方環境事務所

「地域からアライグマを排除するための手引き」

http://hokkaido.env.go.jp/wildlife/mat/data/m_2_2/m_2_2.pdf

農林水産省生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室

「野生鳥獣被害防止マニュアル - アライグマ、ヌートリア、キョン、マンガース、タイワンリス（特定外来生物編） - 」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_manual/h22_03.html

北海道生活部環境局自然環境課特定生物グループ

「北海道アライグマ防除技術指針」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/grp/01/araigumasisinn.pdf>

神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課

「神奈川県アライグマ防除実施計画」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10115.html>

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ

「アライグマの被害対策について」

<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/yaseidoubutu/raccoon.html>

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課

「兵庫県アライグマ防除指針」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/contents/000175683.pdf>

鳥取県農林水産部生産振興課鳥獣被害対策担当

「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81923>

資料-10 アライグマ捕獲に係る他法令との関係

外来生物法に基づく、アライグマの捕獲許可を得る場合、「特定外来生物の防除の確認又は認定申請」が必要となります。「確認」は都道府県、市町村などの地方自治体の行う申請、「認定」は国、地方自治体以外の団体あるいは個人が行う申請です。

また、鳥獣保護法によって捕獲許可を得る方法もあります。両法令の概要について表4に示しました。捕獲できる期間については、鳥獣保護法では毎年度捕獲について許可を受ける必要がありますが、外来生物法では防除の確認・認定を受けた期間であれば、継続して捕獲を行うことが可能です。

表4 関連法令の概要

法令	必要な申請	申請先	捕獲できる期間	許可の範囲
外来生物法	特定外来生物の防除の確認又は認定申請	九州地方環境事務所長・九州農政局長	防除の確認・認定を受けた期間	捕獲、保管処分施設までの運搬
鳥獣保護法	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請	各市町長	許可の有効期限	捕獲 (地方公共団体職員のみ保管処分施設までの運搬が可能)

その他、外来生物法に基づく防除として、確認又は認定を受けた場合には、国立公園及び国定公園の特別保護地区において、自然公園法に基づく許可を受けずにアライグマの防除が可能になります。また、処分の実施方法については、「動物の殺処分方法に関する指針」を踏まえ、処分の際には苦痛を与えない方法で処置を施します。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 抜粋

(平成十六年六月二日法律第七十八号)

最終改正：平成一七年四月二七日法律第三三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

（放つこと、植えること又はまくことの禁止）

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

第三章 特定外来生物の防除

（主務大臣等による防除）

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例）

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令 抜粋

(平成十七年四月二十七日政令第百六十九号)

最終改正：平成二三年五月一八日政令第百四十二号

(政令で定める外来生物)

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)

第二条第一項の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)に属する生物とする。

別表第一(抜粋)

(五) 食肉目	
あらいぐま科	プロキュオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ) プロキュオン・ロトル(アライグマ)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 抜粋

(平成十七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号)

最終改正：平成二三年六月二七日農林水産省・環境省令第二号

(防除の確認の申請)

第二十三条 地方公共団体は、法第十八条第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書(以下単に「防除実施計画書」という。)を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- 二 防除の目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他の法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合することを証する情報

(防除の確認等)

第二十四条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書(同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第一項の申請書に限る。)が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第十八条第一項の確認をするものとする。

2 防除の確認を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十五条 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第二項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類)を添付しなければならない。

(防除の認定等)

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者によ

り提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第十八条第二項の規定をす
るものとする。

- 2 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十七条 法第十八条第三項 前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

- 2 法第十八条第三項 後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類(以下この条において「申請書等」という。)を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

- 2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。
- 3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

カニクイアライグマの防除に関する件

(平成十八年農林水産省・環境省 告示第三号)

<p>1 防除の対象 プロキユオン・カンクリヴォールス（カニクイアライグマ。以下単に「カニクイアライグマ」という。）</p> <p>2 防除を行う区域 全国</p> <p>3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで</p> <p>4 防除の目標</p> <p>一 生態系に係る被害の防止</p> <p>生態系に係る被害の防止を図るため、カニクイアライグマの野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。</p> <p>イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ハ その他の地域（イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）</p> <p>二 農林水産業に係る被害の防止</p> <p>地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。</p> <p>5 防除の内容</p> <p>一 防除の方法</p> <p>イ 調査</p> <p>(1)カニクイアライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものと</p>	<p>する。</p> <p>(2)各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。</p> <p>ロ 捕獲</p> <p>地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1)設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法律」という。）に基づき防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。</p> <p>(2)防除に使用する捕獲用具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。</p> <p>(3)防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。</p> <p>(4)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。</p> <p>(5)わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。</p> <p>ハ 捕獲等のための施設</p> <p>カニクイアライグマを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生</p>
--	--

態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第五
条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が
告示で定める基準の細目に準じたものとする。

二 防除により捕獲した個体の処分

(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守
防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行ふものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を執行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

- 六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。
 - 七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限をされた捕獲は行わないこと。
 - 八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
 - 九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。
 - 十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。
 - 十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。
- 7 その他
- 一 防除手法等の技術の開発
環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
 - 二 普及啓発の推進
各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件

（平成十七年農林水産省・環境省 告示第九号）

- 1 防除の対象 プロキユオン・ロトル（アライグマ）
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標
 - 一 生態系に係る被害の防止
次に掲げる地域ごとに、プロキユオン・ロトル（アライグマ）以下単に「アライグマ」という。）が既にまん延している場合に、は被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、アライグマが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
 - イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ハ その他の地域（イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
 - 二 農林水産業に係る被害の防止
地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
イ 調査
(1) アライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域において

さらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

□ 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法律」という。）に基づき防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

(2) 防除に使用する捕獲用具には、猟具ごとに、法に基づき防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。

(3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

(5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

ハ 捕獲等のための施設

アライグマを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第一号。以下「施行規則」という。）

第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

二 防除により捕獲した個体の処分

(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づき飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反

映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、
定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下、「
確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の
者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容
が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、
次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るため
の協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防
除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有
者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画
書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を執行する財政的及び人員的能
力を有していることについて、防除実施計画書に記載しているこ
と。

四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許
を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に
記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び
技術を有していると認められる者については、免許非所持者であ
つても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具
体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法に
ついて記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の
規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲

載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕
獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区
域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を
行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されて
いる区域においては、銃器による防除は行わないこと。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段
による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条におい
て禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、
防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるも
のとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内
容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓
発に努めるものとする。

大分県希少野生動植物の保護に関する条例 抜粋

(平成十八年三月三十日 大分県条例第十四号)

(希少野生動植物保護基本方針)

第八条 知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針(以下「希少野生動植物保護基本方針」という。)を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- 二 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- 三 指定希少野生動植物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ)の取扱いに関する基本的な事項
- 四 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- 五 保護管理事業(指定希少野生動植物の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の保全及び再生その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。第六章において同じ)に関する基本的な事項。
- 六 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

(外来生物による生態系への被害の防止)

第二十七条 何人も、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物の種(以下「外来生物」という。)の個体を、みだりに野外に遺棄し、又は逸出させることにより生態系をかく乱させることのないよう努めなければならない。

(外来生物に関する調査等)

第二十八条 県は、指定希少野生動植物の個体又は個体群の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある外来生物について、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体又は個体群に関し、生息又は生育の状況、生息地又は生育地の状況、指定希少野生動植物の個体又は個体群の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、指定希少野生動植物の保護に関し必要な対策を講ずるものとする。

大分県希少野生動植物保護基本方針 抜粋

(平成十八年九月十一日)

第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

4 外来生物に関する施策等

外来生物は、その地域固有の生態系、希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあることから、県は、県民に対し外来生物をみだりに野外に遺棄、逸出させないなど、外来生物問題に関する理解や自覚を促すための普及啓発を行う。また、指定希少野生動植物の保護のため必要な調査を実施することにより、外来生物による生態系への被害の防止に努める。

動物の殺処分に関する指針

動物の殺処分方法に関する指針

平成 7 年 7 月 4 日

総理府告示第 40 号

改正 平成 12 年 12 月 1 日 環境省告示第 59 号

同 19 年 11 月 12 日 環境省告示第 105 号

第 1 一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物
- (2) 殺処分動物 対象動物で殺処分されるものをいう。
- (3) 殺処分 殺処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。
- (6) 殺処分実施者 殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第 3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第 4 補則

- 1 殺処分動物の保管に当たっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年環境省告示第 37 号）、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年環境省告示第 33 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

資料-12 参考文献

- 伊原禎雄 2009 福島県浜通り北部におけるトウホクサンショウウオの結節の発生状況 日本生態学会第 56 回全国大会 (盛岡) 講演要旨集
- 浅田正彦・篠原栄里子 2009 千葉県におけるアライグマの個体数試算 千葉県生物多様性センター研究報告 1:30-40,2009
- 關義和・六波羅聡・河内紀浩・小金澤正昭 2008 神奈川県北西部から山梨県へのアライグマの生息域拡大について 野生生物保護 11(2):59-64
- 長縄今日子・中山文 2007 丹沢山麓におけるアライグマの分布と防除の現状について 丹沢大山総合調査学術報告書 2007
- 米国獣医学会 2000 安楽死に関する研究会報告 2000() 日本獣医師会雑誌 Vol.58 No.6
- Grau, G. A., Sanderson, G. C. and Rogers, J. P. 1970. Age determination of raccoons. Journal of Wildlife Management. 34: 364-372.
- Montgomery, G. G. 1964. Tooth eruption in preweaned raccoons. Journal of Wildlife Management. 28: 582-584.
- SATO, H., S. IHARA, S. O. INABA, O., AND Y. UNE, Y. 2010. Identification of *Euryhelmis costaricensis* metacercariae in the skin of Tohoku hynobiid salamander (*Hynobius lichenatus*) distributed in the northeastern region of Honshu, Japan. Journal of Wildlife Diseases 46: (in press).
- 阿部永他 東海大学出版会 1994 日本の哺乳類
- 日高敏隆他 平凡社 1996 日本動物大百科 第2巻 哺乳類
- 鈴木欣司 平凡社 2005 日本外来哺乳類フィールド図鑑
- 内山りゅう他 平凡社 2002 決定版日本の両生爬虫類
- 環境庁 2000 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - (爬虫類・両生類)
- 大分県 2011 レッドデータブックおおいた 2011 (動物)
- 北海道 2006 野生アライグマの生息と捕獲-道央部を中心としての6年間の実績-
- 大阪府 2006 上手にアライグマを捕獲するために
- 北海道 2008 アライグマの捕獲技術 (箱ワナ編)
- 環境省北海道地方環境事務所野生生物課 2008 地域からアライグマを排除するための手引き
- 大阪府 2006 アライグマ被害対策の手引き 知って防ごう アライグマの被害
- 鳥取県 2008 ニートリア・アライグマ防除マニュアル
- 関西野生生物研究所 2009 アライグマ対策技術集 (暫定版)
- 環境省自然環境局 生物多様性センター 2007 平成 18 年度自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 (アライグマ生息情報収集) 業務報告書
- 環境省自然環境局野生生物課 2008 平成 20 年度外来種対策事例等に関する調査報告書 < アンケート結果の概要 >
- 長崎県 2009 アライグマ生息域状況等調査業務委託報告書
- 田辺市鳥獣害対策協議会 2005 . 田辺市におけるアライグマ調査報告書 (平成 16 年度農作物鳥獣害防止対策事業 (生産振興総合対策事業))
- 田辺鳥獣害対策協議会 2007 田辺鳥獣害調査研究報告書
- 田辺鳥獣害対策協議会 2008 田辺鳥獣害調査研究報告書
- 長崎県 2008 アライグマ生息域状況等調査業務委託報告書
- 環境省 2007 人と動物の共通感染症に関するガイドライン

アライグマ防除のための手引き

発行 平成 23 年 7 月

大分県生活環境部生活環境企画課

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1-1

TEL 097-506-3021

FAX 097-506-1741